

資料 5

令和3年度障害者基幹相談支援センター運営評価の実施について

1 目的

障害者基幹相談支援センターが、契約仕様書や市が定めた運営方針に沿って運営されているかの運営状況を点検することにより、センターの業務水準の維持、向上を図る。また、自己評価結果等について地域自立支援協議会に諮り、市のホームページ等にて公表することでセンター運営の客観性を確保する。

2 根拠

地域生活支援事業実施要綱に下記の記載あり。

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

3 実施方法

- (1) 各区障害者基幹相談支援センターにて自己評価を実施。
- (2) 障害福祉サービス課担当者により各区障害者基幹相談支援センターが人員、設備等の基準を満たしているか等を実地に調査。
- (3) 既に提出されている年次実績報告、(1)の自己評価結果、(2)の実地調査結果について、地域自立支援協議会全体会にて意見聴取を実施。
- (4) 既に提出されている年次実績報告、(1)の自己評価結果、(2)の実地調査結果、(3)地域自立支援協議会意見について市のホームページにて公表。

4 評価項目について

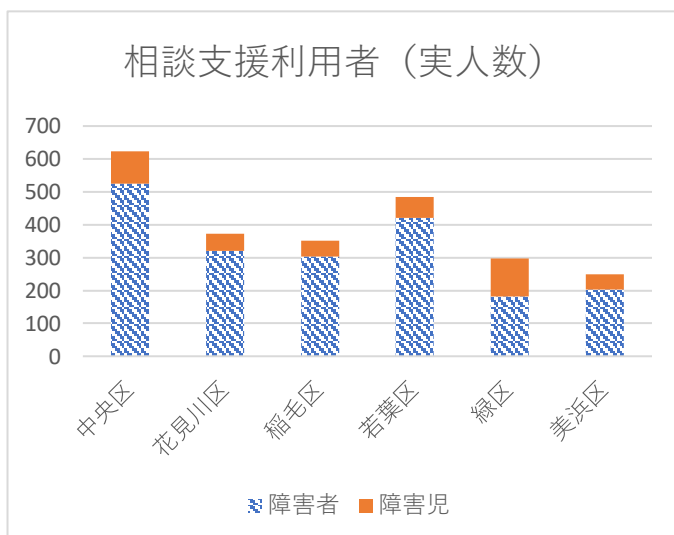
自己評価、実地調査項目については、市が定めた仕様書及び運営方針に沿った項目とする。

令和3年度障害者基幹相談支援センター運営状況一覧

事業所設置区名		中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	
人員配置基準 (常勤換算)	専門職員数	5人以上	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上	3人以上	
	事務職員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
計画(障害児) 相談支援との 兼務の状況	兼務職員数の推移	R3.4.1	1人	0人	3人	2人	3人	1人
		R4.4.1	0人	0人	3人	0人	3人	0人
	兼務利用者数の推移	R3.4.1	50人	0人	223人	60人	489人	170人
		R4.4.1	0人	0人	87人	0人	468人	0人
相談支援実績	利用者実人数	623人	373人	351人	485人	298人	249人	
	相談支援件数	4,994件	4,212件	3,201件	5,602件	2,380件	1,711件	
業務時間外の緊急時支援件数		25件	7件	6件	0件	2件	0件	
地域の相談支援体制の強化の取組	相談支援事業者に対する指導・助言の件数	170件	50件	124件	65件	5件	20件	
	相談支援事業者の人材育成の支援件数	20件	14件	20件	13件	5件	5件	
	相談機関との連携強化の取組の実施件数	106件	95件	59件	29件	26件	5件	
自己評価結果	「はい」と答えた項目数	49(87.5%)	54(96.4%)	54(96.4%)	55(98.2%)	47(83.9%)	50(89.3%)	
	「いいえ」と答えた項目数	3(5.4%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	1(1.8%)	4(7.1%)	
	「どちらともいえない」と答えた項目数	1(1.8%)	1(1.8%)	0(0%)	0(0%)	2(3.6%)	1(1.8%)	
	「該当なし」と答えた項目数	3(5.4%)	1(1.8%)	2(3.6%)	1(1.8%)	6(10.7%)	1(1.8%)	
市による実地調査の結果		適正	適正	適正	適正	適正	適正	

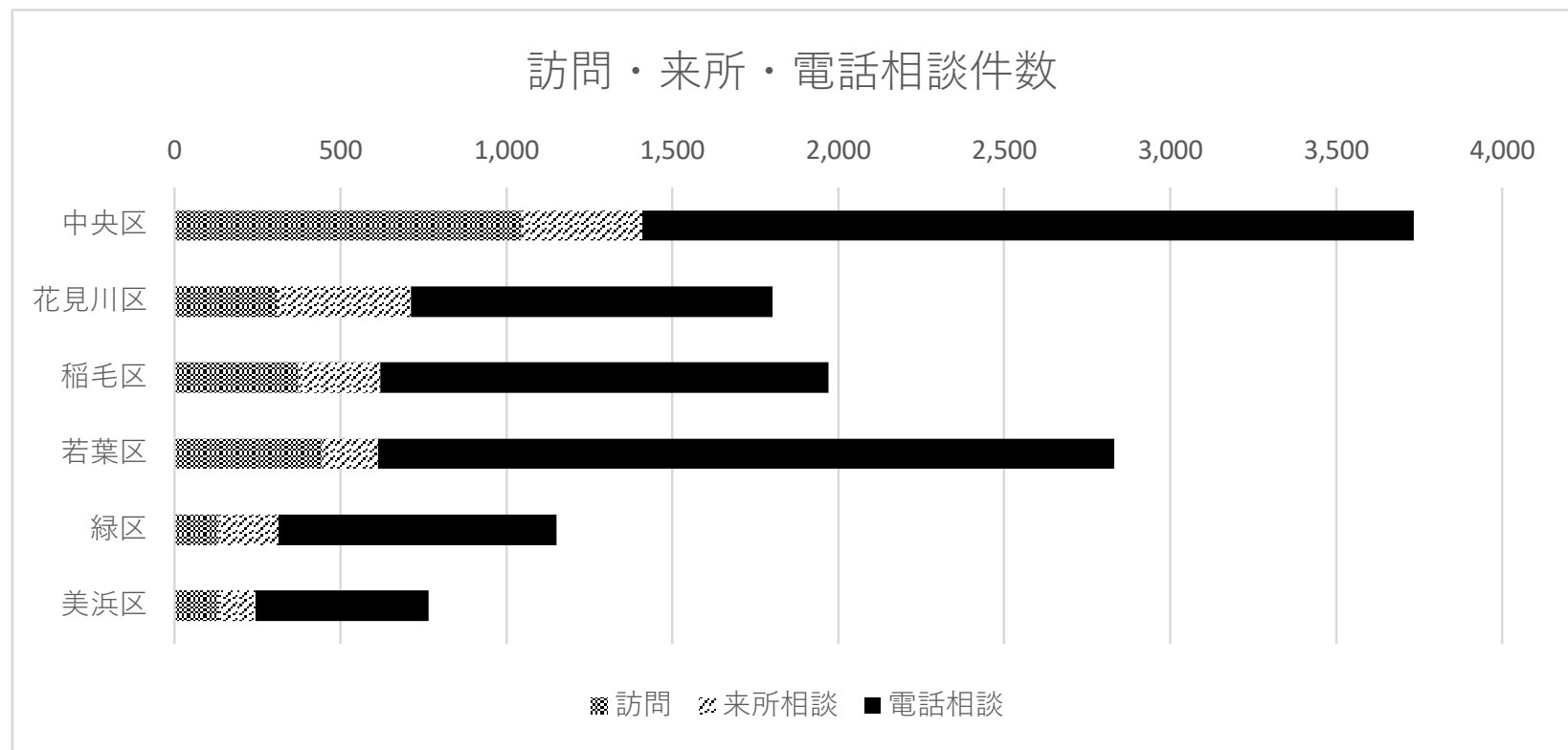
1 相談支援を利用している障害者等の人数（令和3年度）

	実人員	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	
障害者	中央区	524	91	4	95	239	7	1	87
	花見川区	321	48	2	89	136	9	8	54
	稲毛区	303	34	2	74	136	20	5	41
	若葉区	420	100	1	85	206	5	8	29
	緑区	181	16	0	58	68	19	5	24
	美浜区	203	47	0	46	99	14	1	18
	小計	1,952	336	9	447	884	74	28	253
障害児	中央区	99	6	3	26	9	23	0	32
	花見川区	52	1	1	12	5	22	0	12
	稲毛区	48	2	1	22	2	12	0	11
	若葉区	65	4	1	13	4	19	0	21
	緑区	117	5	1	38	3	39	0	32
	美浜区	46	1	0	7	2	31	0	6
	小計	427	19	7	118	25	146	0	114
計	2,379	355	16	565	909	220	28	367	



2 支援方法（令和3年度）

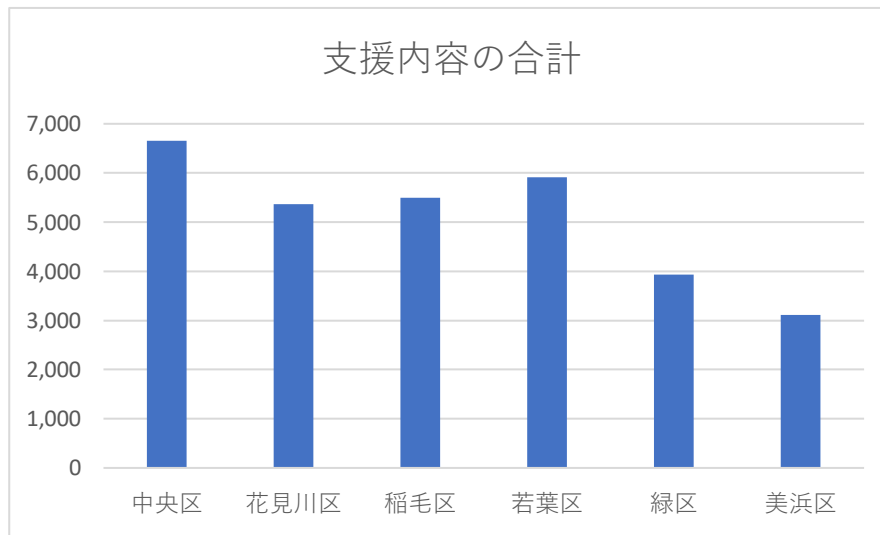
	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援会議	関係機関	その他	計
中央区	1,044	365	449	2,326	149	212	449	0	4,994
花見川区	309	404	114	1,088	42	81	2,174	0	4,212
稲毛区	374	247	185	1,349	216	46	762	22	3,201
若葉区	445	169	136	2,218	50	40	2,494	50	5,602
緑区	132	182	53	837	36	32	1,108	0	2,380
美浜区	136	108	46	521	77	25	787	11	1,711
合計	2,440	1,475	983	8,339	570	436	7,774	83	22,100



3 支援内容（令和3年度）

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
中央区	817	1,372	1,020	170	187	781	472	707	230	226	202	471	6,655
中央区(再掲) ピアカウンセラー	27	95	56	28	4	22	16	30	24	47	5	21	375
花見川区	1,779	197	704	458	71	266	272	670	311	46	174	417	5,365
稲毛区	1,383	400	768	578	52	401	495	839	449	22	50	54	5,491
若葉区	2,791	448	437	1,224	2	32	184	242	70	12	38	439	5,919
緑区	912	249	347	261	266	333	159	59	155	3	19	1,176	3,939
美浜区	946	316	479	527	48	248	157	111	203	21	34	27	3,117
合計	8,628	2,982	3,755	3,218	626	2,061	1,739	2,628	1,418	330	517	2,584	30,486

※ピアカウンセラーの配置は、中央区のみ。



4 支援開始時間帯（令和3年度）

中央区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,138	2,054	471	16	5	85
閉所日（日祝）	89	109	20	1	1	5
計	2,227	2,163	491	17	6	90

開所時間内	4,192	84%
開所時間外	802	16%
計	4,994	

花見川区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	1,807	2,179	171	12	2	6
閉所日（日祝）	15	9	4	1	1	5
計	1,822	2,188	175	13	3	11

開所時間内	3,986	95%
開所時間外	226	5%
計	4,212	

稲毛区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	1,358	1,437	292	7	2	91
閉所日（日祝）	8	1	4	0	0	1
計	1,366	1,438	296	7	2	92

開所時間内	2,795	87%
開所時間外	406	13%
計	3,201	

若葉区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	2,629	2,697	205	4	1	41
閉所日（日祝）	15	6	4	0	0	0
計	2,644	2,703	209	4	1	41

開所時間内	5,326	95%
開所時間外	276	5%
計	5,602	

緑区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	913	1,287	150	1	0	3
閉所日（日祝）	12	9	5	0	0	0
計	925	1,296	155	1	0	3

開所時間内	2,200	92%
開所時間外	180	8%
計	2,380	

美浜区

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	1,290	311	88	1	1	8
閉所日（日祝）	7	5	0	0	0	0
計	1,297	316	88	1	1	8

開所時間内	1,601	94%
開所時間外	110	6%
計	1,711	

合計

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日（月～土）	10,135	9,965	1,377	41	11	234
閉所日（日祝）	146	139	37	2	2	11
計	10,281	10,104	1,414	43	13	245

開所時間内	20,100	91%
開所時間外	2,000	9%
計	22,100	

令和3年度 実績報告書（年次）

中央区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施 業務時間外の緊急時支援の内容	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり 別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり（4月20件、5月17件、6月16件、7月12件、8月11件、9月7件、10月14件、11月10件、12月15件、1月18件、2月11件、3月19件） ※詳細は月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	毎月の意見交換会で取り上げたテーマ「アセスメントのコツを考えよう」「障害福祉サービス相談支援報酬改定のポイント」「事例検討会」「介護保険勉強会」「成年後見制度の勉強会」「サービス等利用計画の書き方」「モニタリングの書き方、評価」 そのほか「携帯電話」「重度障害者の就労支援」「介護保険サービスとの連携」「防災」等の勉強会を企画・運営 ※詳細は月次報告書のとおり
	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	・定期的主催した会議：子どもの未来を考える会（計6回）・8050部会（毎月）・防災部会（毎月）・医療的ケア部会（毎月）・行動障害のある方の居場所を考える会（不定期）・医療的ケアのある方のショート受け入れを考える会（毎月）・重層的支援体制会議 ・定期的に出席した会議：県中核相談ネットワーク会議（毎月）・市生活自立仕事相談センター会議（毎月）・地域移行「広め隊」（毎月）・キャリアセンター主催地域意見交換会（隔月）・中央区あんしんケアセンター管理者会議 ※詳細は月次報告書のとおり
	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	学校：桜が丘特支・県立盲学校・仁戸名特支・桜林高校・幕張東小・市立養護・生浜高校 企業等：キャリアセンター・協同工芸社 その他：葛城公民館 ※詳細は月次報告書のとおり
	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	12/24 みやびのサービス等利用計画についての検証
4	地域移行・地域定着の促進の取組	・医療的ケア部会で連携した病院：石郷岡病院・千葉大学病院・下総精神医療センター・千葉東病院・千葉リハビリテーション病院 ・「広め隊」への参加・葛城公民館にて啓発活動 ※詳細は月次報告書のとおり
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	・若年性認知症カフェを若年性認知症サポーターと開催 ・広め隊への参加 ・医療的ケアのある方の緊急ショートのネットワークづくりの会 ※詳細は月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：4/26、6/28、8/23、10/25、12/27、2/28 ・意見交換会の開催（毎月・再掲） ・部会の開催（毎月・再掲） ・9/11 8050問題を考える講演会 開催 ※詳細は月次報告書のとおり
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援 4/17 成年後見センターの弁護士にケース相談（3件） 11/10 意見交換会で成年後見制度についての勉強会を開催 ※詳細は月次報告書のとおり
	障害者等に対する虐待を防止するための取組	5/20 虐待加害者といわれる方のお宅へ法テラス弁護士を連れて訪問 10/3 虐待対応研修 参加 ※詳細は月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	6/27 千葉県相談支援事業協会「障害者総合支援法の報酬改定の運用の勉強会」の運営 ホームページ等で公表 ※詳細は月次報告書のとおり
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	

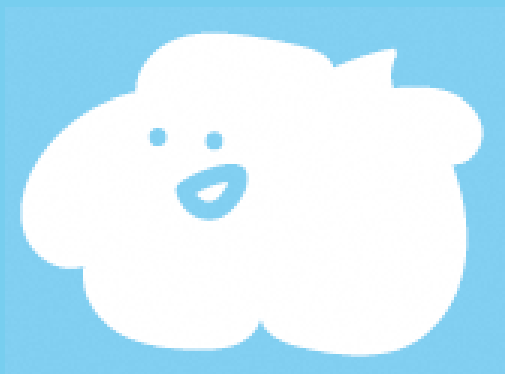
【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

千葉市
中央区障害者基幹相談支援センター
令和3年度事業報告書



委託名： 中央区障害者基幹相談支援センター運営業務委託
受注者： 社会福祉法人りべるたす
履行場所： 千葉市中央区長洲 2 丁目 13 番 4 号 101 号室
履行期間： 令和3年4月1日～令和4年3月31日

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター 令和3年度事業報告

今年度は1年度を通して経験できました。実績でどれだけケースがあるのかどうかや一年の流れを知ることができました。本報告書では相談の傾向を分析して、中央区ではどのような障害がある又はあると思われる方の困りごとがあるのかを出していけたらと思います。

また、地域づくりのための課題別の集まりを行ってきました。地域の課題解決に少しずつ近づいていけるような体制をとれるよう心掛けていきたいと思っています。

本報告書で活動内容等をお示しさせていただきますので、多くの方にお読みいただきご意見を賜れば幸いです。

令和4年4月

千葉市中央区障害者基幹相談支援センター

所長 伊藤佳世子

中央区障害者基幹相談支援センターのおもい values

◇ 理念

私たちは、千葉市の誰もが「自分らしく」生きられることを目指します。

◇ 行動指針

1 ワンストップで受ける。

中央区在住の障害のある方やその関係者を中心に相談支援をきめ細やかに行う。障害種別に関わらず、総合的かつ専門的な相談支援を24時間担える体制をつくる。土日や夜間でないと相談が難しい方のため、メール、FAX、SNS等で広く相談を受け付ける仕組みを構築する。他の専門機関につなぐ必要がある相談であっても、まずは受け止め、ニーズ把握を行った上で確実につなぐ支援を行う。

2 孤独な相談を中央区からなくす。

区内特定相談や障害児相談、一般相談事業者等が担当している個別の困難ケースについては、共に相談支援を行い、特定の事業所、職員が抱え込まない相談支援体制を構築することで、多くの知見を結集し課題解決を行う仕組みをつくる。公開事例検討会を行い、地域全体で課題の発見や共有、解決をする習慣をつけられるようにする。また、地域の相談支援事業所の質を高めるためのサポートをする。

3 誰も取り残さない。

生活に困難を抱えつつも相談につながらない方の掘り起こしを行う。障害福祉サービスの利用にはつながらない等、例えば、引きこもっていて人との接触がほとんどないようなケースや地域に埋もれがちな8050問題(親が高齢で障害のある子どもの介護が難しくなる等)等の掘り起こしができるよう、日頃から民生委員や社会福祉協議会等との連携を保つこととする。そして、これまで見えにくかった地域課題を明確にできるようにする。また、緊急時に支援が見込めない世帯については、把握し、名簿に登録したうえで、常時の連絡体制を確保し必要な相談等を行う。

4 他機関とのネットワークづくりを行う。

障害者基幹相談支援センターが行う連携は、単なる調整ではなく、関係機関の果たすべき役割を理解し、ケースに応じた適切な役割分担して、行うことである。行政はもとより、フォーマル・インフォーマルの枠を超え高齢系、児童系、司法系、社会福祉協議会、民生委員等のネットワ

ークの充実を図る。市(区)内の多様な会議に参加し、顔の見える関係づくりを行うことから開始し、ともに仕事をする中で、網羅的につながれるネットワークづくりを構築する。

5 地域課題の集約と解決方策の提案を図る。

自立支援協議会に情報が集約される仕組みをつくり、中央区の課題の整理を行い解決に向けたアクションが起こせるような体制づくりを目指す。中央区において、現行制度等では解決が図れない相談内容について分析し把握するとともに、その解決方策をフォーマル・インフォーマルの二つの観点で検討する。また、大きな課題については、自立支援協議会を通じて、行政課題とし、障害福祉計画・障害児福祉計画等へ盛り込む等、多様な人々の力を使って解決を図る仕組みをつくる。

法人概要

法人名称	社会福祉法人りべるたす(2016年4月1日登記)
主たる事務所	〒260-0802 千葉市中央区川戸町468番地1 電話 043-497-2373 FAX 043-497-2127
理事長	伊藤 佳世子(千葉市)
理事	堀 智 貴(厚木市) 執行理事 下河原 忠 道(浦安市) 株式会社シルバーウッド代表取締役 高 木 憲 司(船橋市) 和洋女子大学准教授 川 畑 善 智(東京都) 株式会社パムックス代表取締役 竹 嶋 信 洋(千葉市) 株式会社ベストサポート代表取締役 池 田 敏 子(千葉市) 事務局長
評 議 員	武 石 直 人(千葉市) NPO法人外国人介護人材研究所理事長 濱 上 賢 一(千葉市) 21地区自治会連絡協議会顧問 関 口 幸 一(袖ヶ浦市) NPO法人ぽぴあ代表 安 形 典 子(柏市) 患者家族 佐久間 水 月(千葉市) 弁護士 栗 田 健(東京都) 社会福祉法人日の基福社会理事 喜 本 由美子(船橋市) NPO法人ラフト代表 林 晃 弘(白井市) 社会福祉法人フラット理事長
監 事	柳 町 和 巳(船橋市) 税理士法人スタート代表 桑 本 博(船橋市) 行政書士
事業の種類	1. 第二種社会福祉事業 (イ)障害福祉サービス事業の経営 (ロ)特定相談支援事業の経営 (ハ)一般相談支援事業の経営 (二)障害児相談支援事業の経営 (ホ)移動支援事業の経営 (ヘ)老人居宅介護等事業の経営 2. 公益を目的とする事業 (1)研修事業 (2)診療所の経営 (3)社会福祉に関する調査研究事業 (4)福祉用具貸与・販売 (5)住宅改修 (6)居宅介護支援事業
所 轄	庁 千 葉 市

中央区障害者基幹相談支援センター概要

事業名称 中央区障害者基幹相談支援センター

管理者 伊藤 佳世子

所在地 〒260-0854 千葉市中央区長洲2丁目13番4号101号室

電話 043-445-7733 FAX 043-445-7785

事業開始日 令和2(2020)年10月1日

事業の種類 受託内容

(ア)一般的な相談支援の実施

- ① 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ② 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導等)
- ③ セルフプランの作成支援
- ④ 社会生活力を高めるための支援
- ⑤ ピアカウンセリング
- ⑥ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑦ 専門機関の紹介 等

(イ)総合的・専門的な相談支援の実施

- ① 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(ウ)地域の相談支援体制の強化の取組

- ① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等)
- ③ 地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
- ④ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
- ⑤ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

(エ)地域移行・地域定着の促進の取組

- ① 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

(オ)地域自立支援協議会の運営(詳細は別紙のとおり)

- ① 各区のセンター輪番による運営事務局会議の運営
- ② 各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営

(カ)権利擁護・虐待の防止

- ① 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援
- ② 障害者等に対する虐待を防止するための取組

(キ)障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信

運営方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という)第77条の2に規定する「基幹相談支援センター」として、国の地域生活支援事業実施要綱に規定する各業務を行う。業務の遂行においては、下記運営方針に従うものとする。

1 総合的・専門的な相談支援の実施

様々な方々をワンストップで受け止めるためには、障害特性や支援方法を、基本的な知識として有することは必要であるため、身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児、難病等、高齢障害者、医療的ケアを必要とする方、触法障害者、生活困窮者、生活保護受給者等の相談支援に経験のある社会福祉士等の有国家資格者や児童、難病、知的障害、強度行動障害等に関連した研修の修了者を配置し、各種ニーズに対して適切に対応する。一方でアセスメント方法や相談援助、社会資源の創出等は、ソーシャルワークをベースとしており、障害種別にこだわらず運営する。

センターを基盤とし、ハブになり各関係機関と連携し、中央区全体で各種ニーズに対応する体制を構築していく。災害時等はSOSを出せない方がいることを想定し、区と連携し要支援名簿に基づき、訪問での支援を一件一件行う体制をつくる。

2 地域の横断的支援体制の強化の取り組み

中央区の地域課題として、医療的ケアを必要とする方や強度行動障害のある方、触法障害者等の行き場がなく、本人・家族等が生活に困難を抱えていることがある。他にも、重度障害者の就労の促進ができていないことや社会資源の偏在があること等が挙げられる。また、8050問題や高齢障害者や親亡き後問題等、引きこもり等複雑化した障害福祉のみでは解決しにくい課題がある。そのような地域課題を自立支援協議会の場も活用し、解決すべき地域課題を明確化し、障害福祉計画等に反映させるための下地を市(区)と連携しながらつくる。障害者基幹相談支援センターとしては、相談支援や福祉サービスにつながらない人たちの実態を把握し、ニーズは何か、どう対応するか等について、相談につながらない人の居場所づくりなどを中央区社会福祉協議会や民生委員とのつながりをもちつつ、インフォーマルなことから始めていく。

3 地域移行・地域定着の促進の取り組み

地域移行するための体験の場の提供について、当法人においても可能であるが、提供できる場の発掘を行い、展開をしていく。地域の相談支援事業所をフォローしていくことで、実績のない指定一般相談支援事業所が新たに対応できるようにし、事業者・利用者共に増やせるようにする。また、「千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」と連携し、精神障害者の地域移行・地域定着を促進する。

4 地域自立支援協議会の運営

市(区)の障害福祉を推進するために最も要となる自立支援協議会の運営には、特に力を入れる必要があると考えている。自立支援協議会の構成員は、趣旨を理解し偏りがなく公正中立な者で構成する。各団体等からの推薦を含め検討する。出席率を常に確認し、協議会が地域に必要な提案等ができていないかをチェックし、運営を行う。地域課題を明確化するため、アンケート調査やデータの整理等を行い、その解決方策について、構成員で協議し、障害福祉計画等への反映ができるようにする。

そのためには、本会の下に作業部会を設置(2階建て構造)し、本会での論点を明確化できるようにする。作業部会については、令和3年度は8050部会、防災部会、医療的ケア部会を開催した。新たな部会の設置や改変等についても運営を行いながら進めていく。これらを担える適切な構成員の見直しや拡充等を市と連携しながら進めていきたい。

5 権利擁護・虐待の防止

社会福祉協議会の権利擁護事業との連携、市の虐待防止センターとの連携を行い、常にできる限りの対応ができるよう備えておく。障害者基幹相談支援センター職員が虐待の第一発見者という場合も想定できるため、その際の緊急時の対応や手続き等について、あらかじめ市と協議し、虐待防止に関するマニュアルの作成を行い、備えておく。また、計画相談支援事業所での対応が難しいものについて共に対応に動き、多角的な視点で解決策を検討できるようにする。

当法人としては、緊急時のシェルターの用意があるため活用することも想定しておく。

千葉県弁護士会とソーシャルワーク系3団体、臨床心理士会で構成する「福祉と司法の連絡協議会」に積極的に参加し、連携を強化し、有事の際には協業する体制を構築する。自立支援協議会の中に権利擁護部会をつくることも目指す。

虐待防止学会への参画をし、虐待防止研修と啓発活動を行う。また、アドバイザーに弁護士を配置し、成年後見制度の利用促進や相談支援を行う。

令和3年度(2021年度)事業報告目次

内容 Contents

中央区障害者基幹相談支援センターのおもい	values _____	2
法人概要	_____	4
中央区障害者基幹相談支援センター概要	_____	5
運営方針	_____	6
I. 令和3年度事業報告～公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り～	_____	9
II. 組織体制	_____	11
1. 職員の状況	_____	11
2. 会議	_____	11
3. 研修 (ここは昨年度バージョンにするとともにっとある気がします)	_____	12
III. 相談の分析	_____	13
1. 相談者について	_____	14
2. 支援内容について	_____	16
IV. 自立支援協議会のまとめ	_____	22
1. 千葉市自立支援協議会の構成	_____	22
2. 各部会の詳細	_____	23
V. 地域への啓発活動等	_____	26

I. 令和3年度事業報告～公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り～

- ・ 24時間365日、障害のある方などの総合相談窓口として相談支援を行いました。

件数としては、年間4999件、624名の方のご相談を受けました。また時間外の緊急対応ケースが合計で年間23件ありました。サービスのニーズがはっきりしている方については計画相談におつなぎするようなことをしました。こちらで対応する方はニーズがはっきりしない方がメインです。できるだけ訪問し、対話の中で主訴をあげだしていくことをしてまいりました。

LINE相談も人数が増えて40名となりました。比較的年齢層の若い方で、電話が苦手だけれどもLINEや面談ならできるという方もいることが分かりました。

精神障害または精神障害があると思われる方のご相談が約半分です。またすでにサービスを利用している方については、相談員さんからのご相談で既存のサービスではうまくいかない、またはのれていないというような方が多かったです。年間1000件を超えるご自宅訪問をさせていただいたり、同行支援を449件行い、どのような状況下にいらっしゃるのかの把握に努めたり、ともに過ごす時間を大事にして参りました。またサービス調整会議は年間212件、関係機関との連絡調整は449件行い、地域のケースに関する情報共有や、他機関からの相談にのってきました。地域にある困りごとをできるだけ関係機関と共有し、地域課題としてともに検討できる環境をつくれるようにしてきました。

- ・ 自立支援協議会の運営を行いました(※詳細後述)

運営事務局会議の運営を6区基幹相談で交代して行いました。中央区は11月が担当です。協議の場が報告だけにならないように、書面でのやり取りをある程度して、議論に時間が使えるようにする。また、協議会前に議論の整理を6区基幹相談支援ネットワークで行うことにしました。

地域部会・意見交換会のほかに、中央区医療的ケア部会、防災部会、8050部会で関係者と定期的な情報共有、意見交換を行いました。他に行動障害を考える会、こどもの未来を考える会、医療的ケアのある方の緊急ショートの在り方考える会を行ってきました。

- ・ 地域の相談支援事業所の支援を行いました。

毎月の意見交換会で定期的な情報共有、意見交換を行いました。また、ケースの相談があった時には伴走支援をしてまいりました。緊急的な支援が必要な方について早めにケース相談を挙げてくださいる相談支援の方も数名いらっしゃいました。そういったことで緊急対応が図れたケースもありました。

- ・ センターの広報啓発活動を行いました。

地域の相談支援事業所にパンフレットを配置したほか、中央区8050部会で他機関と共同のリーフレットも作成しました。

- ・ 関係機関との連携体制を作りました。

中央区あんしんケアセンター管理者会議に毎月出席しました。

中央区の重層的支援体制を社会福祉協議会、あんしんケアセンター、生活自立仕事相談センター、中央区の児童の部局と行い、課題の整理と検討を行いました。

特別支援学校等と情報交換や勉強会を行いました。

中央区高齢障害支援課障害支援班と毎月定例会を行い、ケース検討、課題整理、情報共有を行いました。生活自立仕事相談センターの自立支援会議に毎月出席をしました。キャリアセンターの地域意見交換会(各月)に毎月出席をしました。

精神障害者にも対応した地域包括ケア構築推進事業への出席を毎月行いました。

弁護士会、中小企業同友会、発達障害者センター、千葉県地域定着支援センターの研修に参加しました。他にもハローワーク、警察等とも連携をしてきました。

・ 虐待防止への取り組み

管理者が、相談支援事業所の虐待防止研修を受講したほか、サービス管理責任者研修と相談支援専門員の研修の講師として協力しました。

相談員は相談支援事業協会の研修を受講したほか、法人の独自研修でも虐待防止を取り上げました。

・ 地域移行の取り組み

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の事業と共に、精神障害のある方の地域移行支援、地域移行の広報啓発を行いました。

・ その他地域課題への取り組み

障害のある人が地域生活を送るうえで誤解を受けるようなことがあったため、当事者団体や関係機関と共に JR 蘇我駅で差別解消法のチラシを配布しました。

II. 組織体制

1. 職員の状況

① 令和4年3月31日の職員の状況。

【資格内訳】社会福祉士 6名、精神保健福祉士 2名

相談支援専門員 5名（現任研修修了者2名、初任者研修修了者2名、主任相談支援専門員1名）

介護支援専門員 1名

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者 2名

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)修了者 2名

千葉県精神障害者ピアサポート専門員養成研修修了者 1名

② 職員個別面談 年に2回実施 評価システム。

③ 資格取得の補助制度あり。

2. 会議

内部会議

- ・ 基幹相談支援センター内部会議及びケース検討(毎日8時30分～9時)

外部会議

- ・ 中央区地域部会 偶数月
防災部会、医療的ケア部会、地域移行部会、8050部会 毎月
- ・ 中央区意見交換会 毎月
- ・ こどもの未来を考える会 2か月に1回程度
- ・ 千葉市運営事務局会議(11月・幹事 奇数月)
- ・ あんしんケア 多職種連携会議 適宜
- ・ 千葉市基幹相談支援センターネットワーク会議 毎月
- ・ あんしんケアセンター、中央区高齢障害支援課、中央区基幹相談支援センター管理者会議 毎月
- ・ 千葉県自立支援協議会相談支援部会 適宜
- ・ 千葉県中核相談支援センター協議会会議 毎月
- ・ 千葉県相談支援事業協会 役員会 毎月
- ・ 日本相談支援専門員協会政策委員会 3か月に1回
- ・ 千葉市基幹相談支援センター管理者会議 毎月

3. 研修

- ・ 法人内管理者研修
- ・ 法人内全体研修(サポカレ含む)
- ・ 千葉県主催虐待防止研修(管理者が受講)
- ・ 日本相談支援専門員協会: ネットワーク研修
- ・ リスクマネジメント研修
- ・ 管理者は毎月SV
- ・ キャリアセンター地域意見交換会出席(年6回)
- ・ 千葉県中核大会出席
- ・ 千葉県中核ネットワーク勉強会出席
- ・ 社会福祉士会 刑事司法ソーシャルワーク研修 2人
- ・ 2022年度引きこもりに関する講演会
- ・ 相談支援専門員にとっての障害者虐待防止と事実確認のポイント CSK 令和3年10月3日
- ・ 再犯防止研修(令和4年3月31日)中核相談支援センター、帰性会、保護観察所
- ・ 千葉市発達障害者センター研修会
- ・ 意見交換会
- ・ 日本相談支援専門員協会 基幹相談研修
- ・ 日本相談支援専門員協会全国大会

Ⅲ. 相談の分析

今年度もサービスを受けていない方のご相談の方が、サービスを利用している方のご相談より多かったです。概ねご本人から連絡があるわけではなく、ご本人が課題を整理・解決する力や困った時に助けを求められる力が弱い方が多く、誰かを通じて連絡が入るようなケースが多くありました。また障害を受容することが困難な方のご相談も多くありました。

すでにサービスを利用し、計画相談支援がついている方については、間接的なご相談となり、ケースへの助言を求める形のご相談も多くありました。意見交換会で事例検討をするようなケースにつながったものもあります。計画相談支援事業がついている利用者は9割以上いらっしゃいます。

計画相談支援については、中央区とも協議を重ね、今年度からは質の向上を図るため、中央区高齢障害支援課障害福祉班の主査と一緒にサービス等利用計画の書き方講座等を行いました。参加者多数で実際書き方に悩んできた、もっと質の向上をしたいが、機会がなかったという感想の相談員が多くいることが分かり、今後も継続して研鑽の機会を増やしていければと思いました。

時間外の緊急の支援となる方は、警察が絡むようなケースが最も多くありました。警察で保護されての身柄引き受けや警察への通報から医療機関に緊急につなぐ必要が出て、出動するということがいくつかありました。また、今日から行き場がないという、安心できる住まいの場がないという方については、一律に緊急と考えるのではなく、本人の問題解決能力、コミュニケーション力、耐久性等がどのくらいあるかにより、その困ったことへの対処の仕方は変わっていくので、本人との対話をしっかり行い、アセスメントから主訴を導き、必要なことを展開していくということを一つずつ行うことの大切さを目の当たりにした一年でした。それだけ居場所がないという方のご相談が多くありました。

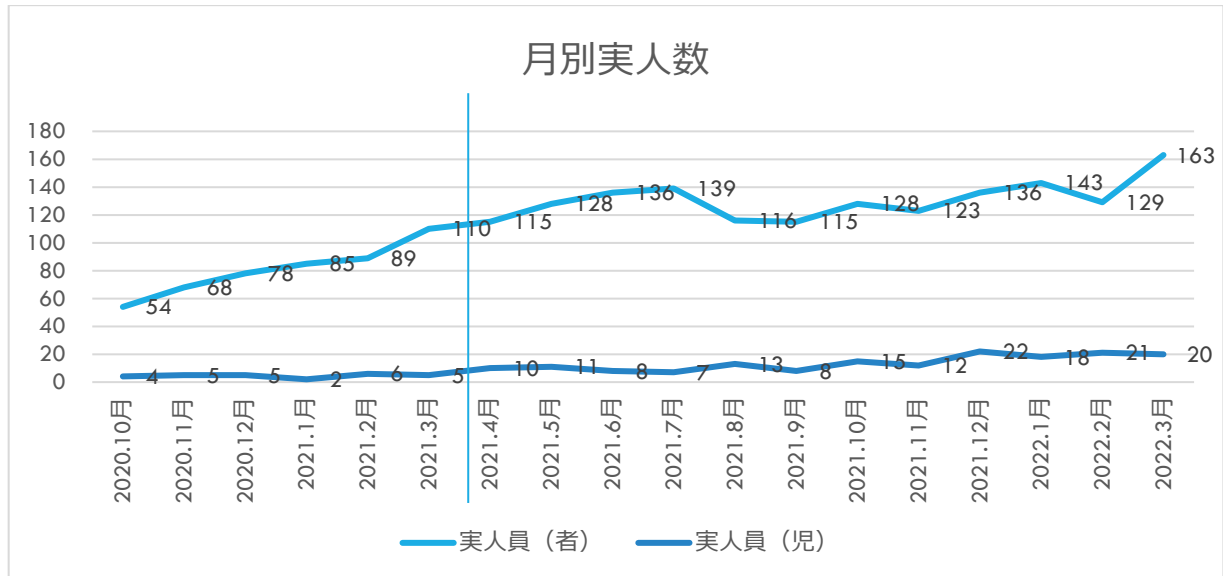
支援の内容としては、障害の理解が乏しい方への支援が多くありました。そういった方に、こちらが必要と思う支援をそのまま提供するのは難しく、当事者の側の困難さを先に一緒に考えていくことから始めないとなかなか先に進まず、遠回りでもそれを行っていくことで信頼関係をつくり、我々が社会資源の一つとなり、支援に入り他の人を受け入れることにつながるといようなことをいくつか行ってきました。自身の環境が変わって妄想が出ているような方を治療につなぎがうまくいかないというケースも多く見てきました。妄想は医療機関と意思が足りていないことを反省するこの頃で、環境因子によるものは環境へのアプローチが鍵でした。支援者の思い込みが問題解決を遠回りさせていることも多くありました。

そして何より、福祉サービスや医療が解決にならない方のご相談が多くありました。「友達がほしい」「楽しく過ごしたい」ということが主訴で、人が人を求めていることを感じるものでした。コミュニケーション能力が低く、自身でうまく人との関係がつかれない方に、その人が誰かと関係性を構築するために我々ができることを考えた一年でした。今の一つの回答としては、まずは我々相談員が社会資源となり、唯一の話せる人になっていき、そこから、人と再度関係を作り直せる環境をつくることを試みていくことから始めております。愛着の問題を抱えている人、被虐待の過去がある人、そういった方の人との関係のつくりなおしをして、人と再度関係を持っていく勇気を持てるような支援が必要に思います。この辺りは現在模索中で、とても重要なテーマだと思い来年度もさらに考えていきたいと思っております。

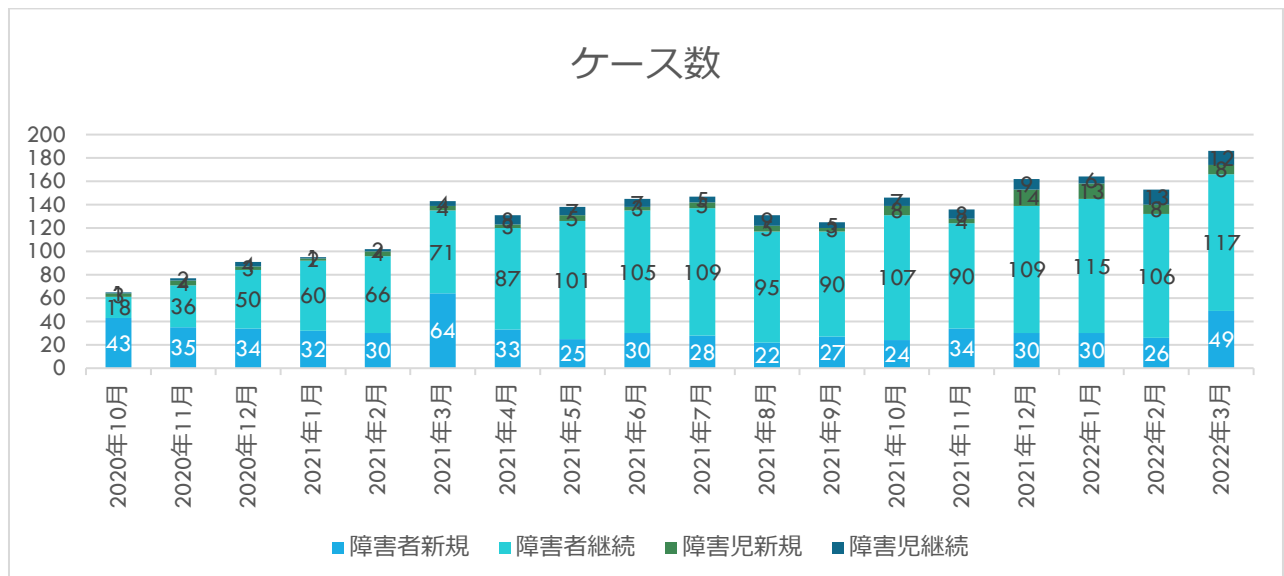
孤立が人間に及ぼす影響を感じる1年でした。今後重層的支援体制整備事業の話し合いの中でも必要な資源も含めて考えていきたいと思っております。

1. 相談者について

相談者の実人数



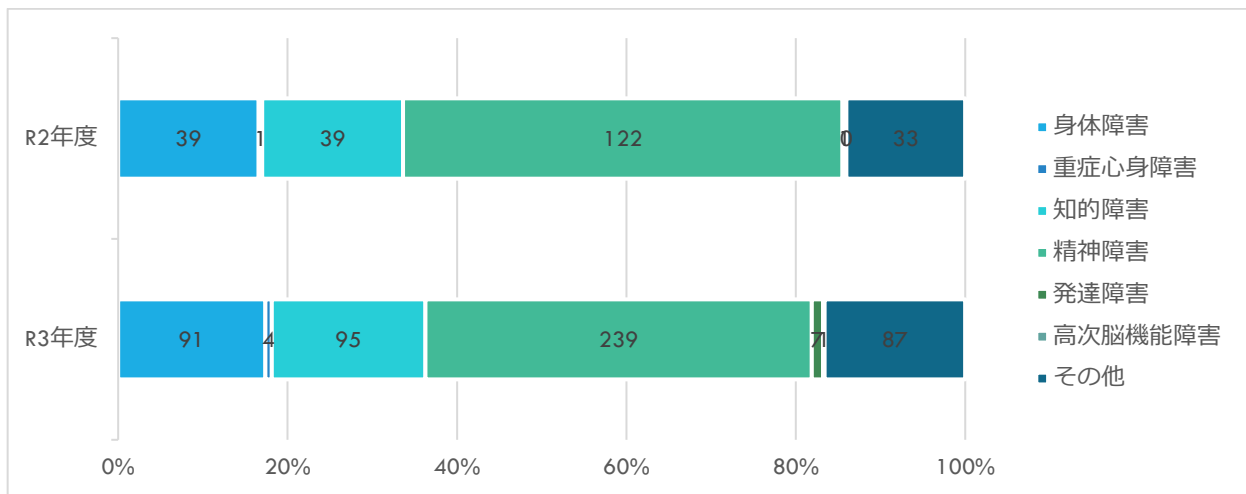
利用者・児の実人数は、開始当初の58名から、1年後には143名と約3倍になりました。
毎月100件を超える相談が寄せられており、周知が図られ、関係機関と連携して動くケースも増えてきています。



毎月の新規相談は平均30件～40件でした。

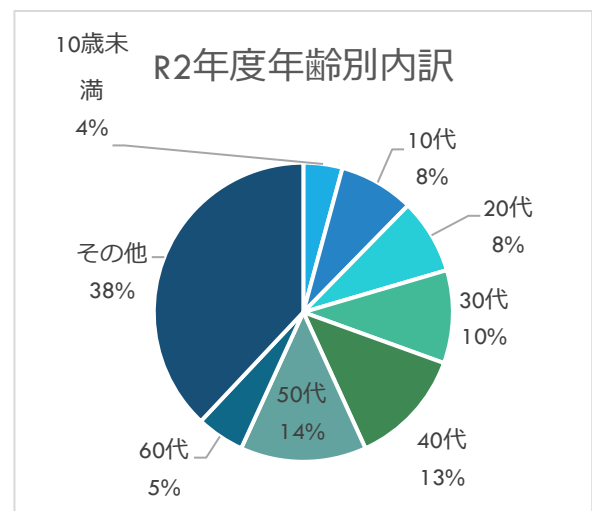
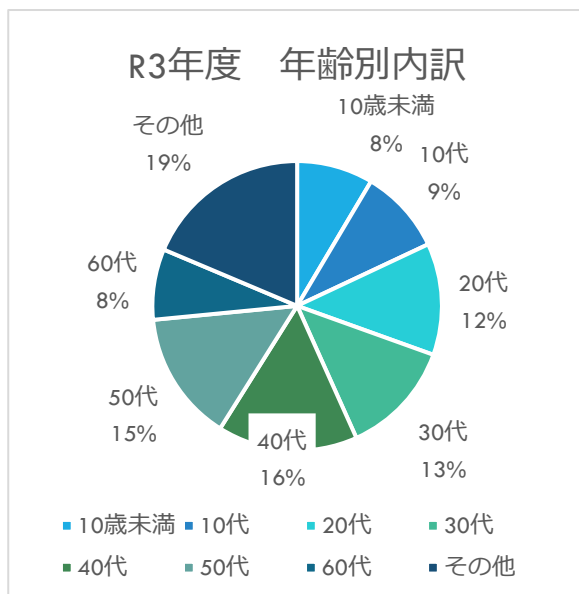
特に3月は新規ケースが多く、進路等の問題を抱える方が多くいました。

相談者の障害別内訳



障害別内訳をみると、精神障害が約半数を占めており、医療やサービスにつながりにくく地域社会で生きづらさを抱えながら生活されている方が一定数いる実態が浮き彫りになりました。障害別割合は昨年度と比べ大きな変化はありません。

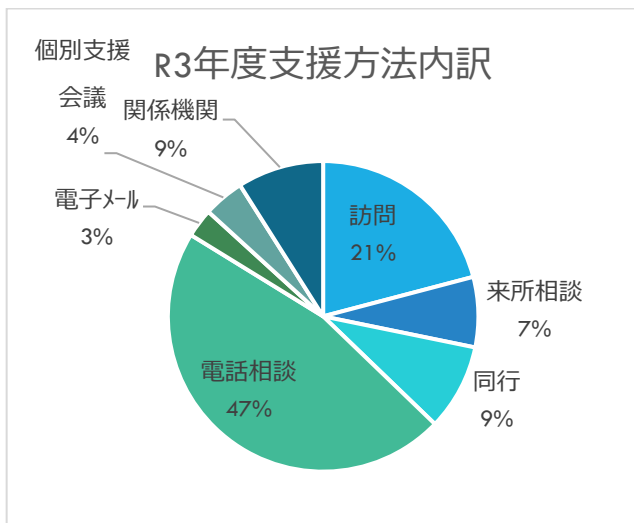
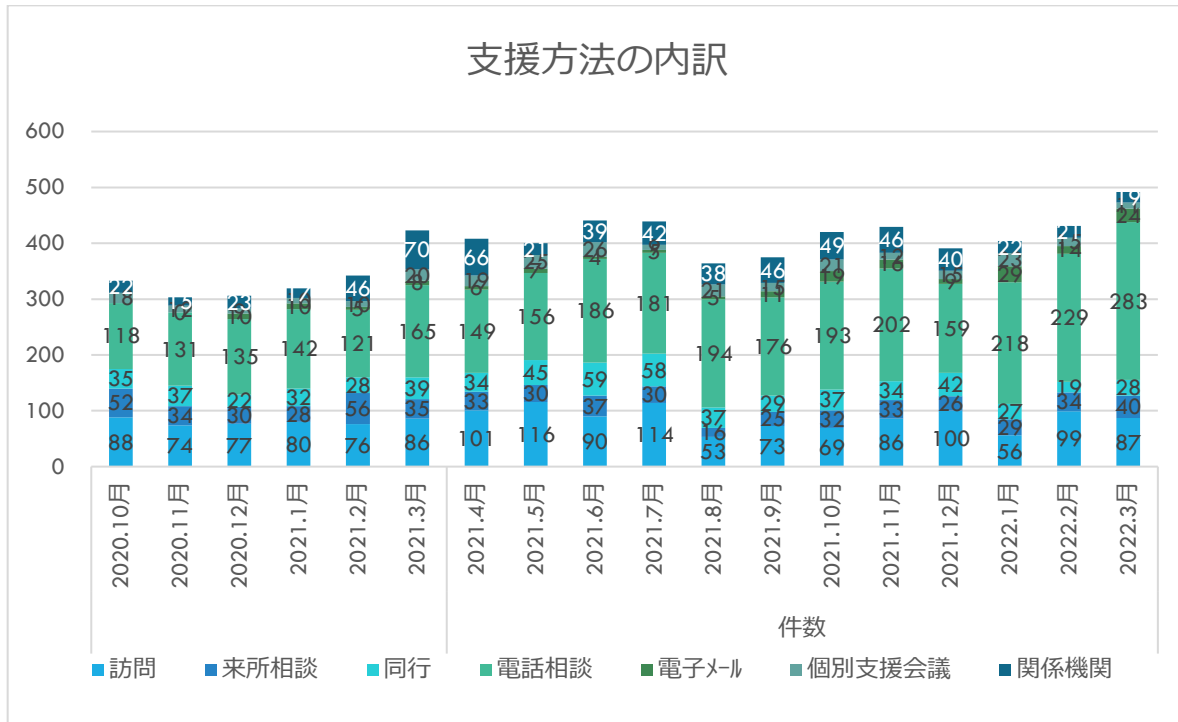
年齢別内訳



年齢別内訳を昨年度と比べると、全体的に若い年代の相談が増え、結果的にどの年代からの相談もほぼ同じ割合になりました。

性別は、昨年と変わらず、男女約半数ずつでした。

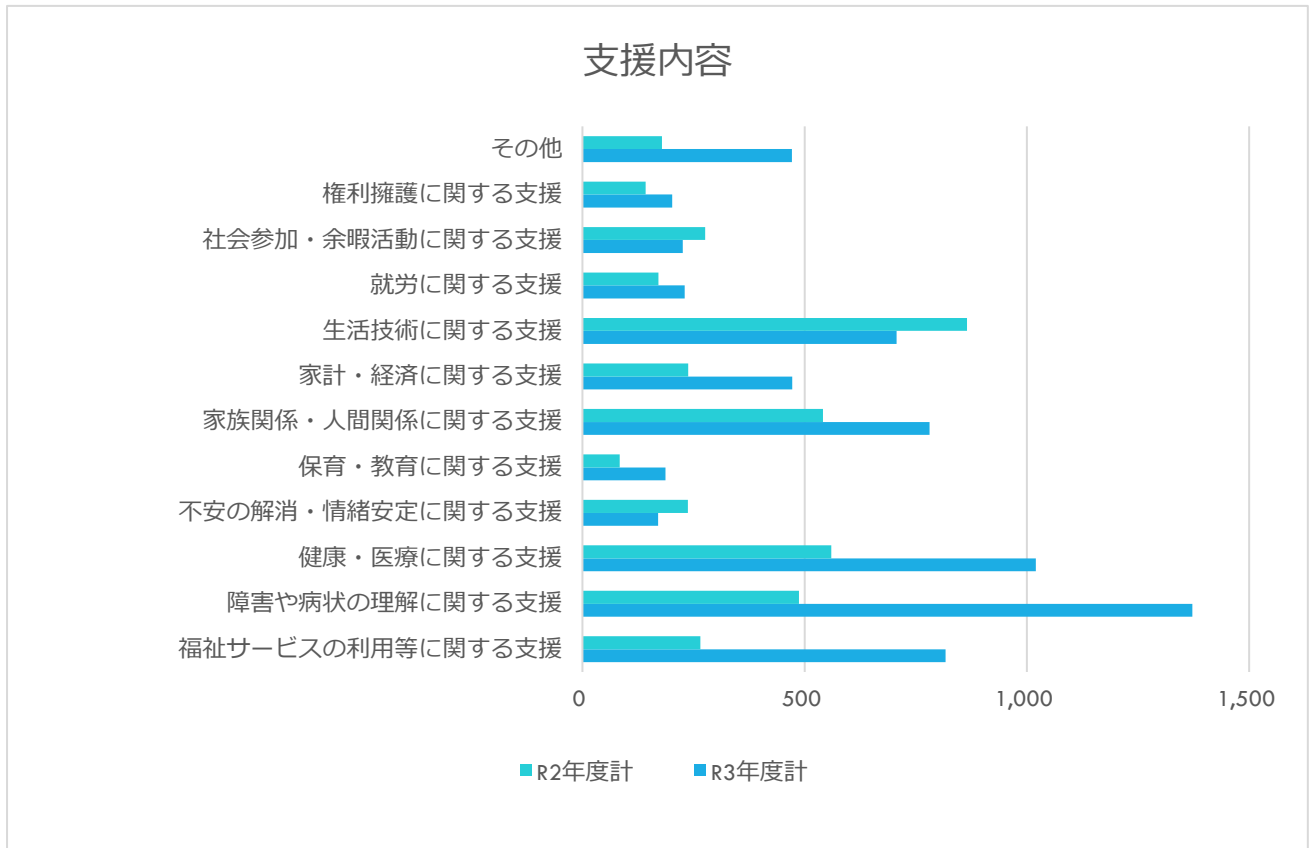
2. 支援内容について 支援方法別内訳



支援方法を見ると児童はあまり訪問を求めないケースが多く、家から出ることが難しいようなケースが訪問になっている場合が多いです。ご本人からの直接の訴えでない場合もあるため、まず訪問し、状況を見て介入をすることも多くありました。また、同行による支援は病院への通院や行政への付き添い支援、生活を作るような支援、ヘルパーが入るまでの間をつなぐような支援もありました。

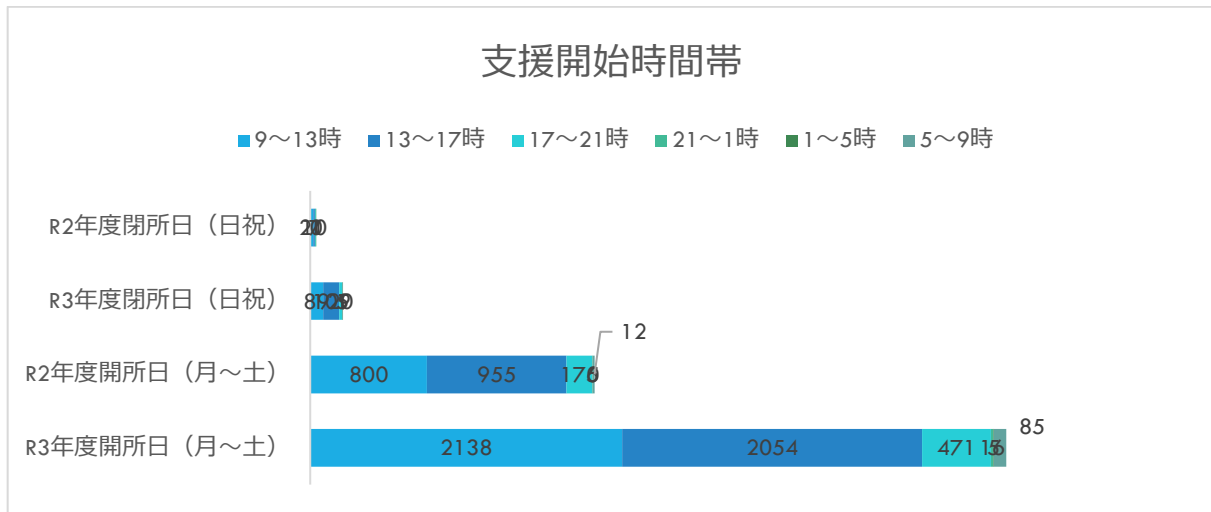
関係機関との会議についてはZOOM等活用も行いました。入院中の方の本人を入れての面談も多くありました。計画相談支援がついているケースであっても、支援困難と思われるケースについては、一緒に検討をするような機会を設けてきました。一方、電話による情報提供等に対応し終結するケースも一定数ありました。

支援内容別内訳



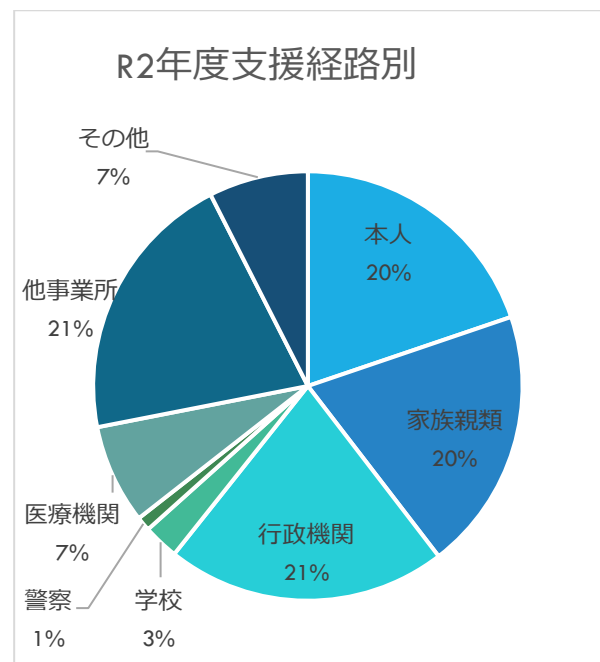
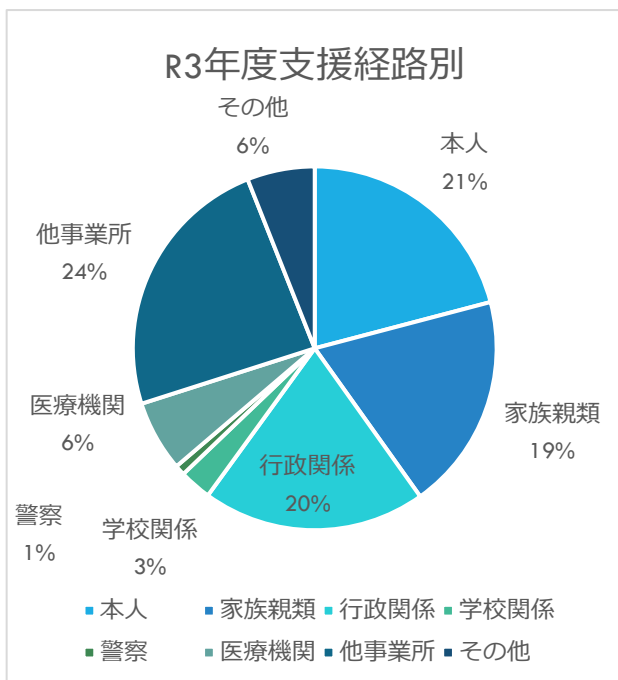
支援内容別内訳をみると、障害や病気を認めたりすることの難しさの支援が最も多くありました。本人のみならずご家族や周囲の無理解からそのようになっているケースも多くありました。また、サービスを利用するも人との関係性や障害の理解の不一致による関係性の悪化もありました。ご本人や周囲が障害を理解し、適切に対応することの困難さを感じます。

支援開始時間帯別件数



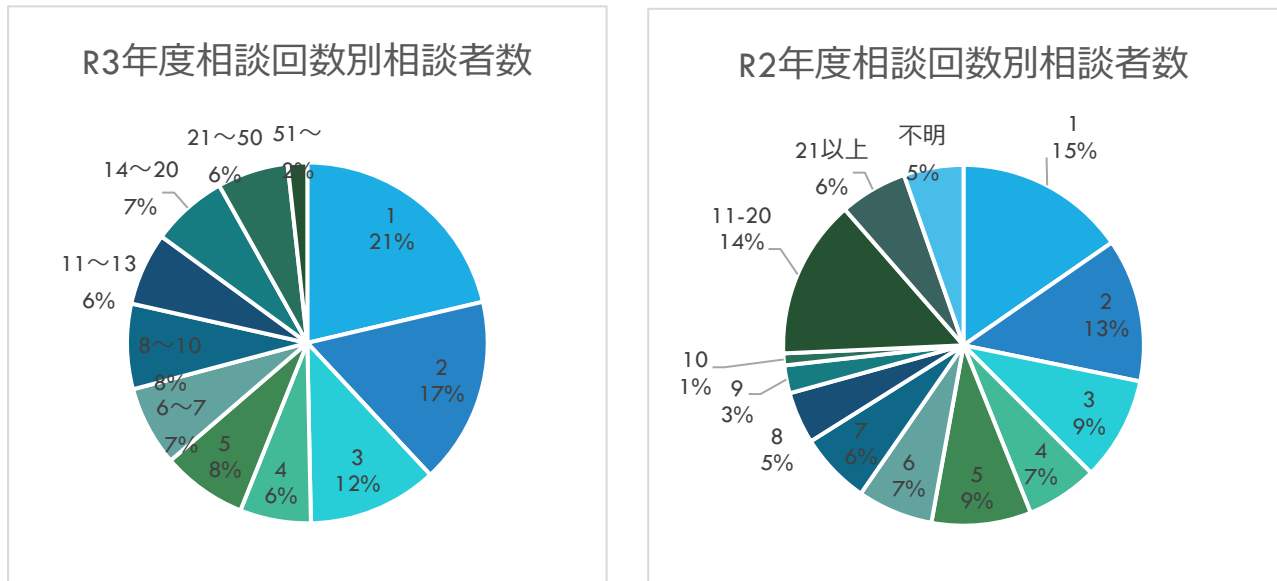
支援開始時間帯別件数をみると、ほとんどは開所時間帯の相談です。また、午前・午後の件数の差はあまりありません。夜間緊急電話での対応など、開所日17時以降の夜間等の相談も一定数あります。

支援経路別内訳

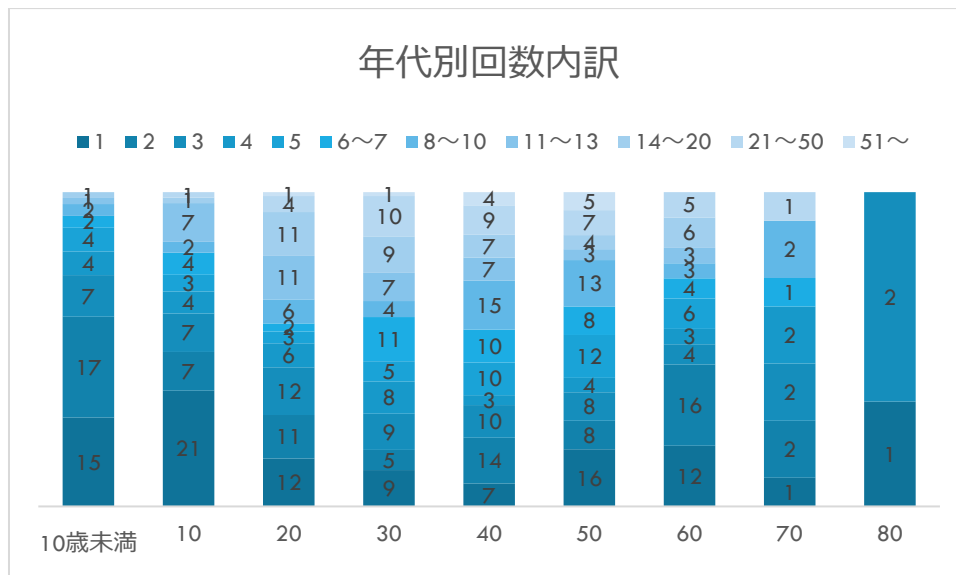


支援経路の大きな変化はありません。本人、家族親類、行政機関、他事業所が各約20%であり、医療機関、学校、警察と続いています。

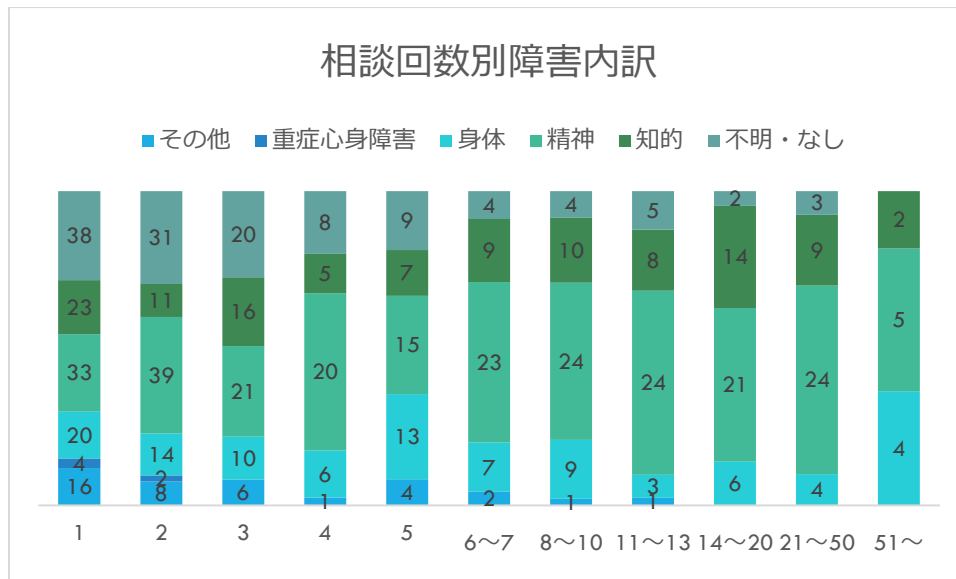
相談回数別相談者数



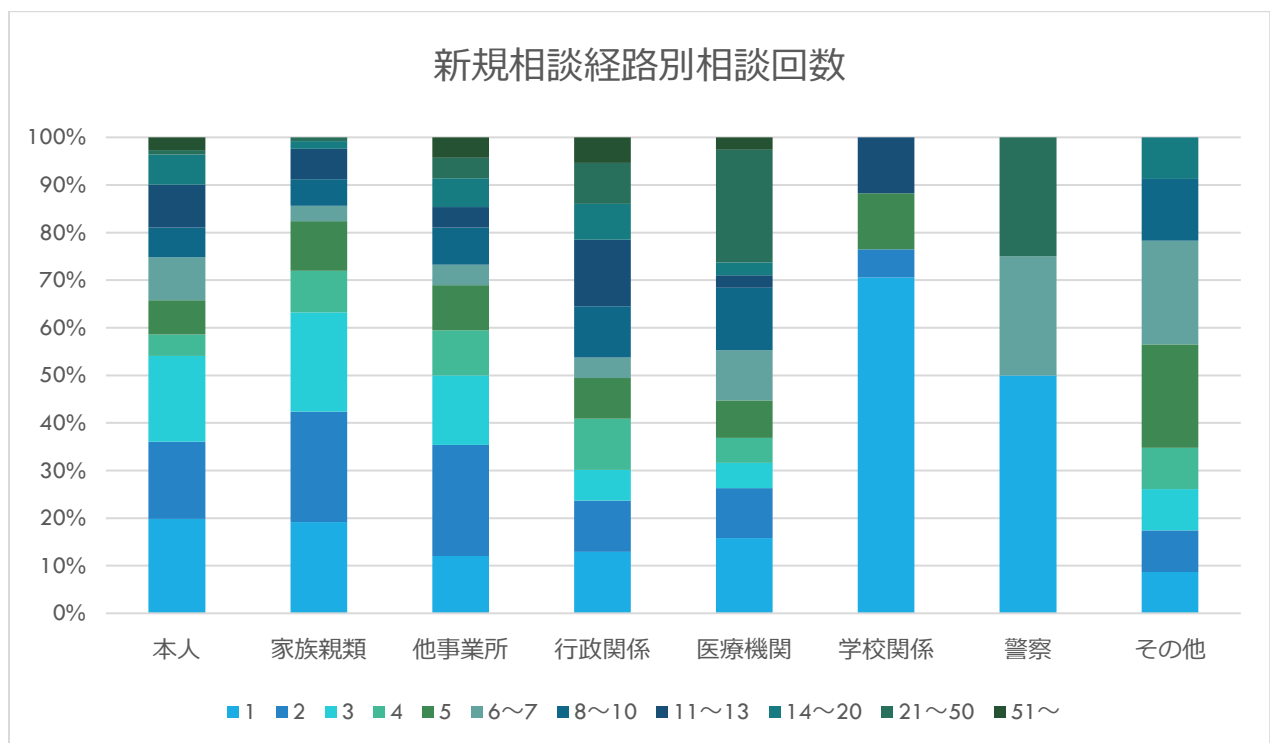
相談回数別をみると、昨年度に比べ少ない回数で終結に至るケースの割合が増えています。3回までで終結に至るケースが半数占める一方、10回以上でも終結に至らないケースが一定数存在します。相談回数の多さは、ひきこもりや8050、刑余者、DV、虐待等多岐にわたる問題があるようなケースが多くありました。引きこもり等については親の支援から始めて少しずつ本人へアプローチをする展開になることが多いです。本人の主訴や意思確認は相当長期間かけないと出てこないケースが多いです。また、刑余者やDV、虐待等の問題の場合は1から生活をつくる等の支援が必要なため、支援の回数が多く必要でした。



年代別に終結までの回数を見ると、若い年代ほど回数が少ないことがわかります。働き盛りの中高年の相談は、ご本人の障害に関する課題が、家族関係・就労・住まい等複合的な課題につながっており、解決が簡単ではないことも多いです。



相談回数が多いケースは、相対的には精神障害・知的障害の方が多いたことがわかります。



相談に至った経路別に、終結に至るまでの回数の割合をみると、本人あるいは家族からの相談はほとんどが5回以内で終結していますが、行政・医療機関からの相談は回数が増える傾向が見られます。これらは単独の窓口では解決に至らない複雑なケースが多く、多機関が連携して回数を重ねながら解決に至るためと考えられます。学校関係や警察からの相談が1回で終了しているケースは、情報共有等の場合が多いです。

連携先まとめ 基幹相談支援センターからご紹介、つなぎ先となったところ

うち、特にこちらからのつなぎ先として人数が多かったところに米印がついています

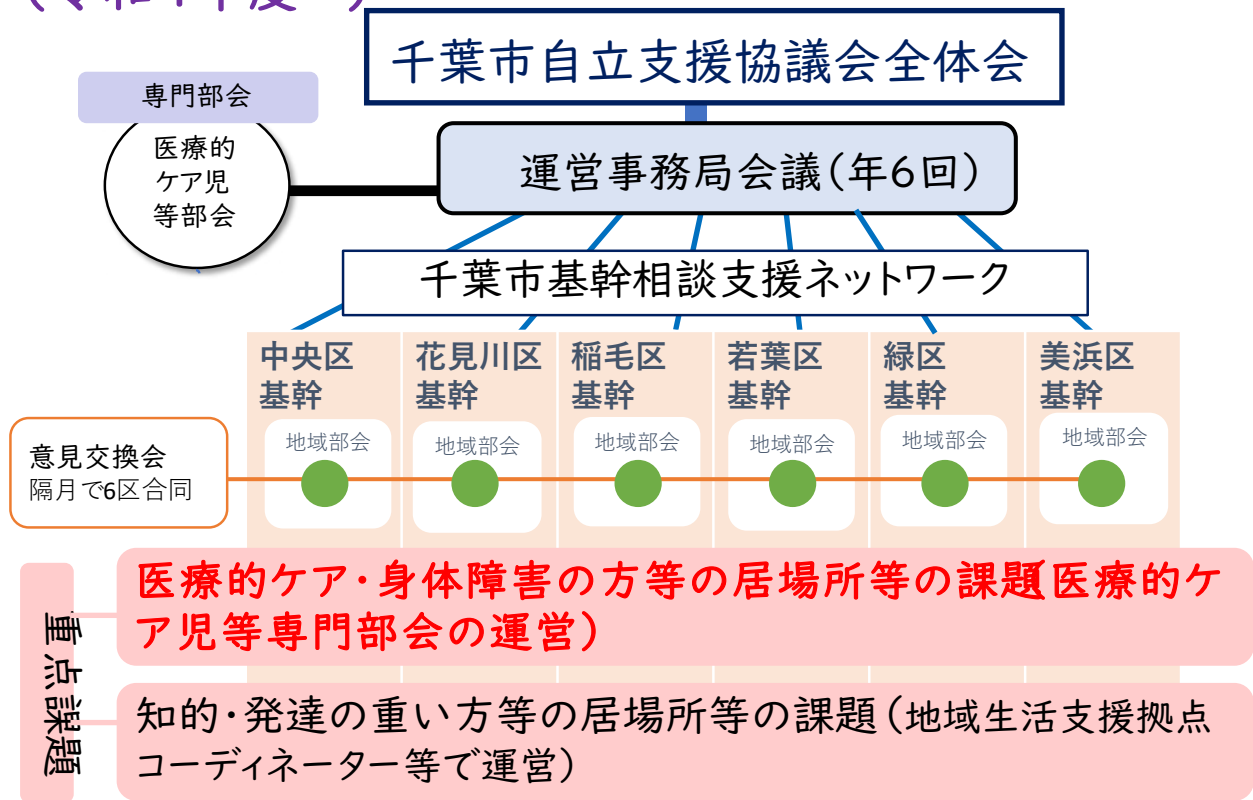
- ・ 計画相談支援事業所 ※
- ・ 医療機関
- ・ あんしんケアセンター
- ・ ハローワーク
- ・ 生活自立仕事相談センター ※
- ・ 家計相談
- ・ フードバンク
- ・ 保健福祉センター(援護課 ※、健康課、こども家庭課)
- ・ 学校関係
- ・ 不動産屋 ※
- ・ 障害福祉サービス事業所 ※
- ・ 中核地域生活支援センター
- ・ 民生委員
- ・ 社会福祉協議会

IV. 自立支援協議会のまとめ

1. 千葉市自立支援協議会の構成

今年度は千葉市基幹相談支援ネットワーク会議を毎月12回行いました。はじめは1時間だった会議もやがて2時間の長丁場になりました。来年度の体制として、重点課題項目等も話し合うことができました。運営事務局会議で話し合う議題の整理も少しずつ行うことができるようになりました。

千葉市自立支援協議会の概要 (令和4年度～)



全市の自立支援協議会運営事務局会議の下に中央区の地域部会を今年度もつくり、防災部会・医療的ケア部会・8050部会の3つの作業部会で、検討を重ねてきました。

部会では、8050は多機関で一つの事例について話をするすることで、他の機関からの視点の違いに気づきあえました。防災部会については実践を通してあんしん防災帳づくり、公民館に行ってみる等を通じて動きながら考えました。医療的ケア部会は当事者のお話や病院、事業所の話聞きながら、一緒に課題を整理できました。

2. 各部会の詳細

医療的ケア部会 毎月第3水曜 16:30~17:30

日程	内容	出席人数
令和3年4月21日	R2年度実績報告 千葉健こども病院 NICU の現状(千葉県こども病院 狩野氏)	12人
令和3年5月19日	千葉大学医学部附属病院のご紹介 (千葉大学医学部附属病院 患者支援部 市原氏)	13人
令和3年6月16日	下志津病院地域医療連携室 ポスト NICU の支援について (下志津病院地域医療連携室 川口氏)	16人
令和3年7月21日	人工呼吸器をつけた子どもとの暮らし (コアラの会 佐藤氏)	16人
令和3年8月18日	千葉市重症心身障害児・者を守る会について (千葉市重症心身障害児・者を守る会 加藤氏)	15人
令和3年9月15日	人として生きる～息子も人、私も人～ (フラミンゴ隊 高取氏)	18人
令和3年10月20日	自分らしく生きる～重度障害者の在宅介護と家族としての役割 (ALS 協会千葉県支部 安形氏)	23人
令和3年11月17日	医療的ケア児法案について (中央基幹 伊藤)	12人
令和3年12月15日	医療的ケアのある我が子とのあゆみと今後に期待すること (千葉市重症心身障害児・者を守る会 淀縄氏)	15人
令和4年1月13日	事例検討会	14人
令和4年2月16日	学校訪問、医療連携体制加算の事例紹介 (訪問看護ステーションひとみ 小宮山氏、 アースオブチャイルド 和田氏)	15人
令和4年3月16日	今年度の振り返りと来年度に向けた意見交換	11人

8050部会 毎月第3水曜 13:30~14:30

※中央区地域活性化事業 千葉市中央区80・50を考える会と合同

日程	内容	出席人数
令和3年4月21日	【会議】今年度の活動方針、勉強会・講演会の内容決め	12人
令和3年5月19日	【会議】市民向け講演会の準備	11人
令和3年6月16日	【会議】市民向け講演会の準備	11人
令和3年6月26日	当事者向け講演会 会場:千葉キャリアセンター	76人(会場68人、 オンライン8人)
令和3年7月8日	支援者向け講演会(110地区民生委員向け) 会場:中央区新宿地区町内会館	24人
令和3年7月21日	【会議】市民向け講演会の準備、広報用チラシ、啓発用チ ラシ準備	10人
令和3年8月18日	【会議】市民向け講演会の準備、広報用チラシ、啓発用チ ラシ準備	13人
令和3年9月11日	市民向け講演会 会場:千葉県文化会館	173人(会場104 人、オンライン69人)

令和3年度 中央区障害者基幹相談支援センター 事業報告

令和3年9月15日	【会議】市民向け講演会の振り返り	13人
令和3年10月20日	【事例検討会】中央区基幹相談支援センターの事例検討	10人
令和3年11月17日	【事例検討会】ひきこもり支援センターの事業説明と事例検討	9人
令和3年12月15日	【事例検討会】生活自立仕事相談センター中央の事業説明と事例検討	10人
令和4年1月13日	支援者向け講演会(障害者相談支援専門員向け)	18人
令和4年1月19日	【事例検討会】あんしんケアセンター浜野の事業説明と事例検討	9人
令和4年2月12日	支援者向け講演会(星久喜地区民生委員向け)	中止
令和4年2月16日	【事例検討会】千葉障害者キャリアセンターの事業説明と事例検討	10人
令和4年3月16日	【会議】年度末のまとめと来年度の方針決め	10人

防災部会 毎月第3水曜 15:00~16:00

※中央区地域活性化事業 千葉市中央区人工呼吸器等を装着した方の災害対策を考える会と合同

日程	内容	出席人数
令和3年4月21日	【会議】今年度の活動計画について	9人
令和3年5月19日	【会議】医療的ケアのある方の防災について	8人
令和3年6月16日	【会議】医療的ケアのある方の避難について	13人
令和3年7月21日	【会議】障害者の防災に関するアンケート実施について	9人
令和3年7月31日 締切	障害をお持ちの方の防災に関するアンケート実施	36人
令和3年8月18日	【会議】障害者の防災に関するアンケート報告について	12人
令和3年9月15日	【会議】障害者の防災ワークショップについての検討	10人
令和3年10月18日	安心防災帳を用いた日ごろの災害への備えのワークショップ 会場:蘇我コミュニティセンター	10人(当事者4名)
令和3年10月20日	【会議】安心防災帳を用いたワークショップの報告	10人
令和3年11月17日	【会議】医療的ケアのある方の避難訓練について	7人
令和3年11月22日	医療的ケアのある方の避難訓練の実施 会場:葛城公民館	8人
	安心防災帳を用いた日ごろの災害への備えのワークショップ 会場:ハーモニープラザ2階会議室	13人(当事者10人)
令和3年12月15日	【会議】葛城公民館での避難訓練の報告	9人
令和4年1月19日	【会議】医療的ケアのある方のグループホームでの避難訓練について	10人
令和4年2月16日	【会議】これまでの活動の振り返りと意見集約	18人
令和4年2月17日	避難所運営ゲーム(HUG)ワークショップ 会場:葛城公民館	23人
令和4年3月16日	【会議】次年度に向けた課題整理	9人

意見交換会 毎月第2木曜 14:00～16:00

日程	テーマ	講師
令和3年4月8日	アセスメントのコツを考えよう	事例提供 アルマケアサービス 蓬田将博 氏
令和3年5月13日(※ウェビナー形式)	障害福祉サービス相談支援報酬改定のポイント	いなしきハートフルセンター 施設長 横山基樹氏
令和3年6月10日	事例検討会	
令和3年7月8日	介護保険制度を知ろう～障害福祉サービスからのスムーズな移行を目指して～	あんしんケアセンター 千葉寺／堀江亜希子さん 松が丘／小柳光代さん
令和3年8月12日 ※ZOOMのみ開催	事例検討会	
令和3年9月9日 ※ZOOMのみ開催	事例検討会	
令和3年10月14日 ※稲毛区と共同開催	障害者就労支援の現状と相談支援事業者との連携	千葉障害者就業支援キャリアセンター センター長 藤尾 健二 氏
令和3年11月10日 ※稲毛区と共同開催	成年後見制度の理解～相談支援専門員が押さえておくポイント～	千葉市成年後見支援センター 所長 佐藤 正幸 氏
令和3年12月9日	今さら聞けないサービス等利用計画の書き方	中央区高齢障害支援課 荒井主査
令和4年1月13日	事例検討会	
令和4年2月10日	今さら聞けないサービス等利用計画の書き方 Vol.2	中央区高齢障害支援課 荒井主査
令和4年3月10日	モニタリングについて	中央区高齢障害支援課 荒井主査

地域部会 偶数月第4月曜 10:00～12:00

日程	4月27日、6月28日、8月23日、10月25日、12月27日、令和4年2月28日
行ったこと	各作業部会の議事録を共有しながら意見交換を行った。 そして、地域の課題や対応の提案について運営事務局会議に諮った。
次年度に向けて	引き続き、地域課題の集約の場としての役割を担っていく。

子どもの未来を考える会

日程	4月20日、5月26日、9月7日、11月18日
行ったこと	重度な障害があっても就労ができるような機会づくりの検討 12月4日に重度障害者の就労支援の勉強会の企画をおこなった。 厚生労働省、学校、当事者の方に登壇いただいた。250名ほどの参加となる。
次年度に向けて	次年度は一旦未定。

行動障害を考える会

日程	6月3日、6月25日、8月4日、9月27日、11月10日、1月10日、3月11日
行ったこと	事例検討、課題整理
次年度に向けて	花見川区基幹相談支援センターに引き継ぐ

医療的ケアのある方の緊急ショートを考える会 原則毎月第3木曜 17:30～

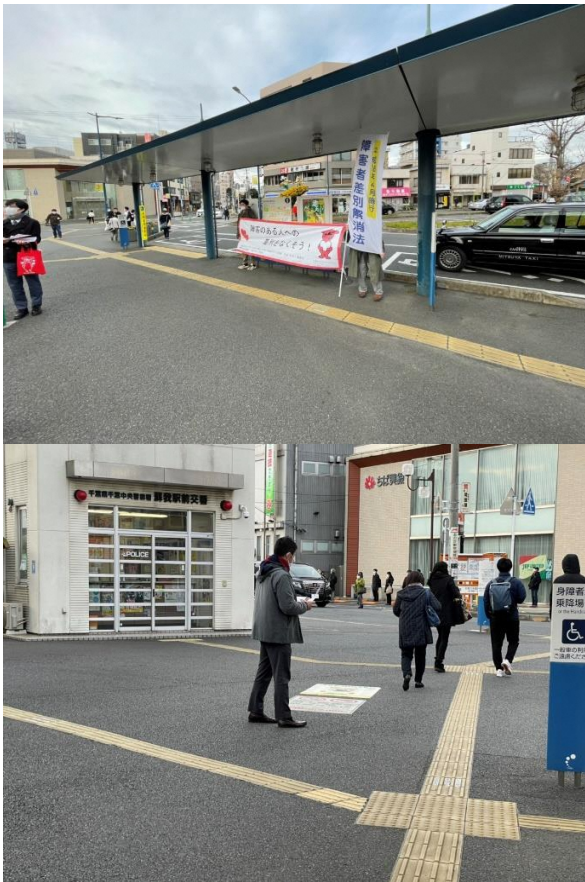
日程	テーマ	講師
令和3年7月29日	本会の目的の共有	
令和3年8月20日	事例検討会	
令和3年9月16日	近況と支援困難事例	千葉リハビリテーションセンター 相談支援専門員 佐藤氏
令和3年10月21日	緊急受入れ事例	社会福祉法人 リべるたす
令和3年11月18日	地域包括ケア病棟での受入れ患者	下志津病院 医療ソーシャルワーカー 川口氏
令和3年12月16日	桜木園 期限付き入所の紹介	桜木園 泉田氏
令和4年1月20日	千葉東病院の短期入所について～療育指導室の役割 千葉県在宅難病患者一時入院事業について	千葉東病院 主任児童指導員 恩智氏 相談員 柳田氏
令和4年2月17日	鎌取晴山苑での医療的ケアの取り組みについて	鎌取晴山苑 横尾氏
令和4年3月17日	ぽこあぽこ びいーぼの紹介 今年度のまとめ	ぽこあぽこ 竹花氏

V. 地域への啓発活動等

(1) 蘇我駅での障害者差別解消法活動を行いました。

実施日時	2021年12月6日(月) 7:45～8:30
実施場所	JR 蘇我駅東口
参加者	手をつなぐ育成会 長谷川氏、千葉県 健康福祉推進課 森氏、千葉県中央障害者センター 本間氏、千葉市自立支援課 今野氏、越川氏、花見川区基幹相談支援センター 近藤氏、稲毛基幹相談支援センター 染谷氏、中央区基幹相談支援センター 伊藤、藤田、りべるたす 堀 (事業報告書から個人名は削除してもよいかと)
配布資料	ヘルプカード、私たちを知ってください(知的障害と発達障害の理解・千葉市手をつなぐ育成会) 受け取ってもらえた数 700 程度

啓発活動の様子



(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築推進事業への参画

日程： 毎月第二水曜日の会議

令和3年10月30日 葛城公民館での精神障害者の方の勉強会 参加者 30名程度
精神保健福祉課、あんしんケアセンター千葉寺、公民館管理室との共催

(3) 葛城中学校、葛城公民館地区避難所運営協議会との HUG 勉強会

日程： 令和4年2月17日 15時30分～葛城公民館

千葉大学看護研究室と葛城地区避難所運営委員会とあんしんケアセンター千葉寺での勉強会

(4) 障害のある方の理解の勉強会

日程： 令和3年7月8日 10時～新宿町内会館

110地区民児協勉強会。あんしんケアセンター中央とのコラボ。

資料、成果物

8050 地域活性化事業への参画から パンフレット

こんなご相談を受けています

子どもが仕事をやめてから、もう何年も外に出ていない。これからのことを話したいけど、ほとんど話ができないし、なんとか納得しようにするが怒ってしまう。こんなことを誰かに話せないし、どうしたらいいのかな・・・

息子がもう長く家にいる。自分ももう90歳で自分のことをやるのがしんどいが、息子が家に入るのを嫌がるので、ヘルパーさんを入れるのを断っている。自分が100歳まで生きられない・・・

学生時代からバイトはいつも長続きしなかった。子供の頃から集団生活が苦手なせいで周りには合わせられなかった。なんとか新卒で就職した会社は雰囲気も良かったが、同時進行の仕事がこなせず、悩んでいるうちに離れなくなり、体調も悪化し、退職した。自分にあった仕事を見つけない。

数年前から、母の介護が必要になり、悩んだ自分が仕事を辞めることにした。母の年金と自分の貯蓄でなんとかやってきたが、そろそろ年金も底をつきそう。一掃強いたらまた仕事をしようと考えていたが、長く社会から離れてしまい、どんどん自信がなくなっていました。介護のことや、生活のことを相談したい。

このような困りごとがあったら、裏の相談窓口にご相談しましょう！

SOSが出せなくなる前に！ 社会的孤立を防ぐチェックリスト

- 長い期間、社会とのつながりや役割がない家族がいる
- まわりの人とのコミュニケーションがうまくいかず、外に出るのがつらい
- 借金があり、生活が苦しく、つらい
- 家費が払えない
- 困ったときに相談できたり、手伝いなどを頼める人がいない
- 家の中がごみや物であふれている、片づけられない
- 仕事が続き、将来が心配

このような困りごとがあったら、裏の①～③の総合相談窓口にご相談しましょう！

こんな心配ありませんか？

- ゴミを溜め込んでいる人がいる
- お金の管理が不安
- 働きたいが仕事が見つからない
- 家事ができなくて困っている
- 子どもが引きこもっている
- 高齢で子どもの面影が見られない
- 生活費が足りなくて困っている

ちょっと誰かに話してみようかな、と思ったら、裏の目に見えなかった番号にまずはお電話を

秘密は守ります

千葉県中央区 80・50 を考える会
中央区地域活性化支援事業

総合相談 ① 千葉県 生活自立・仕事相談センター

「仕事が続かない」「仕事に就く自信がない」「生活で悩みがあるが、どうしたらいいかわからない」など、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談をお受けします。

中央 043-202-5563

月曜日～金曜日
(祝・休日および年末年始除く)

8:30～17:30

必要に応じて、中央区以外のお近くのセンターをご案内します。

総合相談 ② 千葉県 障害者基幹相談支援センター

障害についてのワンストップの総合相談窓口です。生活の困りごと、障害福祉の制度のこと等幅広く相談をお受けします。障害があっても、なくても相談をお受けします。

中央区 043-445-7733

月曜日～土曜日
(祝・休日および年末年始除く)

9:00～17:00

緊急の電話は24時間、365日対応。必要に応じて、中央区以外のお近くのセンターをご案内します。

総合相談 ③ 千葉県 高年齢者 あんしんケアセンター

高齢者のみなさんやご家族、近隣の方などの、介護に関する悩みやその他の色々な問題に対応します。

【中央区内】

- 東千葉 043-216-2131
- 中央 043-216-2121
- 千葉寺 043-208-1222
- 松ヶ丘 043-420-8325
- 浜野 043-305-0102

月曜日～土曜日
(祝・休日および年末年始除く)

9:00～17:00

それ以外の地域は、千葉県地域包括ケア推進課 043-245-5168

わたしたちが チームで お手伝いします

障害のある方の仕事

④ 障害者就業・生活支援センター 千葉障害者キャリアセンター

働きたい障害のある方、障害が疑われる方のご家族や関係者の方からの相談をお受けします。各機関との連携による準備訓練等の提案、就職活動の支援（ハローワーク同行、職場見学、実習）、就労後の定着支援を行います。

043-204-2385

月曜日～金曜日
(祝・休日および年末年始除く)

9:00～17:00

ひきこもり

⑤ 千葉県 ひきこもり地域支援センター

「ひとりです」と悩んでいる」「家から出ることができない」などのお悩みのあるご本人、ご家族等の相談窓口です。

043-204-1606

月曜日～金曜日
(祝・休日および年末年始除く)

9:00～17:00

仕事・仲間

⑥ ちば 地域若者サポートステーション

15歳から49歳までの現在無業の方を対象に、週20時間以上の就労を目指す支援をしています。個人面談とグループワークで就職に必要な力をつけ、職場体験などをし、就職まで継続的な支援をします。

043-351-5531

火曜日～土曜日
(祝・休日および年末年始除く)

9:00～16:00

令和3年度 実績報告書（年次）

花見川区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	・相談事業所、あんしんケアセンターからの各相談へ助言や情報提供等実施。花見川区内に限らず、千葉市他区や市外の事業所からの相談も見られた。 ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の届出を区内2事業所へ提案。〔9/21〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	・花見川区相談支援事業所意見交換会にて、11～2月に相談員向けに研修会を企画実施。【11/12（にも包括事業）、12/10（健康課の役割）、1/14（訪問看護の役割）、2/18（強度行動障害）】 ・花見川区相談支援事業所意見交換会にて、事例検討や相談員が受けたい研修テーマや相談事業所の課題など情報を集約した。 ・令和4年度意見交換会での6区合同研修会ミーティング実施。〔3/2、3/30〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	・千葉北、千葉西警察署を稲毛基幹と訪問、協議実施。〔6/2〕 ・花見川区社会福祉士会で障害と介護の制度の違いに関する講演、意見交換実施。〔12/21〕 ・中核地域支援センター大会 参加〔10/6〕 ・行動障害を考える会 参加〔1/24〕 ・キャリアセンター意見交換会 参加〔10/12、2/8〕 ・医療的ケア児等の緊急ショートのための勉強会 参加〔10/21、11/18、12/16、1/20、〕 ・県内基幹相談支援センター連絡会の立ち上げWEB会議 参加〔12/6〕 ・児童家庭支援センター子ども未来サポートセンターほうゆう訪問、令和4年度より地域部会への参加依頼を打診。〔2/15〕 ・あんしんケア募張より出席依頼があり、地域ケア会議出席〔3/24〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	・県立千葉特別支援学校「学校を核とした1000か所ミニ集会」へ講師で参加。〔10/21〕 ・中央区基幹合同、幕張東小学校で教員に向けた基幹センターに関する講演実施。〔10/28〕 ・市立養護学校を訪問見学、情報交換実施。〔11/10〕 ・SSWより福祉サービスの知識を深めたいと相談あり、情報交換及び協議実施。〔7/5〕 ・障害者雇用の会社より相談あり、会社側と協議の後、本人交えて面談実施。〔2/3〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	・花見川区保健福祉センターにて、セルフプラン運用や対象、進め方について協議。〔8/3〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	・千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議参加。〔4/28、5/31、9/3、3/25〕 ・千葉市精神保健福祉課へ、精神科病院へ入院するまでのプロセス、通報対応や受療援助等講義を依頼して実施。〔6/7〕 ・朝日ヶ丘公民館にて、あんしんケアにのれ木台と合同で広め隊活動実施。〔11/27〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	・千葉県精神科医療センターにて、地域移行やGH利用等の面談や協議実施。〔4/8、26〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・花見川区相談支援事業所意見交換会実施〔6/25、7/16、8/20、9/17、10/22、11/12、12/10、1/14、2/18、3/18（4、5月は書面開催、6～3月はZOOM開催）〕 ・花見川区地域部会実施〔8/10、10/15、12/15、2/15（4、6月は書面開催、8～2月はZOOM開催）〕 ・自立支援協議会運営事務局会議を1月に花見川区主催で実施。（書面開催） ・基幹ネットワーク会議を毎月開催。 ※詳細は、月次報告書のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	・成年後見制度の利用を検討している本人や保護者への説明、手続きの同行実施。 ・NPO法人すばるより、成年後見制度の進め方を教えて頂く。〔12/22〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	・花見川区から相談を受けた虐待ケースについて、関係者間の調整、夕食時の支援を基幹センター職員が対応を協力。（4～8/23 GH本入居まで） ・蘇我駅前にて、知的障害者への駅構内トイレ使用時の通報トラブルに関して、障害者週間広報を兼ねた啓発活動へ参加。〔12/6〕 ・GHの対応に不信を持つ保護者より、花見川区高齢障害支援課へ訴えあり、現状を確認する為と同課と花見川区基幹センターでGHを訪問。〔1/26〕 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・相談支援事業所、地域部会参加の関係機関等へ研修会や講演会等の案内を周知。 ・花見川区社協より頂いた社会資源の情報を、意見交換会にて提供。 ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修 参加〔3/13、19、20、21〕 ・千葉県地域連携の会 参加〔3/15〕 ※詳細は、月次報告書のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	（詳細別記；R3年度事業報告・花見川区基幹）	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	・様々な障害・難病や引きこもりを含む各種ニーズに対応する相談窓口として、ネットワークを通じて適切に応じ、困難事例にも対応に努めた。 ・不足する計画相談支援相談員に、必要とする情報の伝達・共有等、様々な支援を適切に行うよう努め、相談支援事業所の後方支援に努めた。（詳細別記；（R3）花見川区障害者基幹相談支援センター事業計画（書））	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

花見川区障害者基幹相談支援センター 令和3年度 事業報告

管理者 近藤秀登

【初年度を終えて2年目について】

2年目の令和3年度は基幹相談支援センターの認知度も高まり、相談者数も初年度の381名（6ヶ月）から1,014名（12ヶ月）へと増加した。

あんしんケアセンター（地域包括支援センター）、医療機関のほか、障害者相談センター、児童相談所、区高齢障害支援課等行政機関からの連絡・依頼・引継ぎで連携・協働したケースも多かった。あんしんケアセンターは高齢者世帯の80-50での子供側が障害ないしひきこもり等のケース、医療機関からは退院・地域移行に関する相談、障害者相談センター、区高齢障害支援課等行政機関からは、未だ福祉サービスに繋がっていないケースでの相談、児童相談所や学校、スクールソーシャルワーカーからは児童・生徒の不登校や保護者が障害を抱える等で家庭が機能不全に陥り、子供達に影響しているケース等での相談があった。

また個人では、当事者からの相談（福祉サービスの利用問い合わせ・手続き制度・相談員探し・不安・障害や病気に新たになって戸惑う心情等）のほか、子供の行く末を案じる親・親類等保護者から現状への不安や今後についての助言を求めている相談が寄せられた。

基幹相談支援センターに寄せられる相談の多くは、それまで保っていた家族間のバランスが、親の逝去や病状の悪化等、何らかの要因で崩れた結果、或いはそれ以前に必要なはあったものの、水面下に沈んでいた可能性も含め、支援が顕在化したものと考えられる。

同時にこうしたケースの始まりは、学校卒業時に就労、或いは入・通所等福祉サービス利用に繋がらずそのまま家庭に引きこもり、社会との繋がりが断たれてしまうことが契機となることも分かって来た。80-50問題は高齢化で顕在化することが多いが、世代を跨ぎ、その課題を内包していると考えられる。

市内基幹相談支援センターのなかで話し合うと、こうしたものは一家庭の課題に留まらず、いずれの区にも同様の事例があり、共通の課題であることが判った。基幹相談支援センターが市内各地域の福祉的課題やニーズを把握することになり、いずれも一朝一夕に解決はされないものの、ネットワークを通じ自立支援協議会に上げ、市としての対応の必要があるものと認識している。

地域生活支援事業実施要綱にある基幹相談支援センターの業務内容として、以下の項目に沿い、令和3年度の業務を総括する。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施〔障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施〕

地域生活する中で家族構成の変化等で家庭の機能が失われ、要保護者が福祉に繋がらず放置状態にあるケースや病院から退院するにあたり、入院時とは家族の受け入れ態勢が変化し、退院後の新たな受け皿を用意する必要が生じたケース等で、当事者・家族・地域・医療機関等に対応した。

福祉サービス利用に向け、当事者・家族に、その申請・手続きの案内や同行、行政との折衝にあたった。また、特定相談支援・計画相談の相談員が付くまでの準備として、福祉サービスに繋がる見学・体験等、相談員探しと並行して携わったケースもあった。

当事者・家族からの難病や障害認定の相談を医療機関に繋げることや、逆に医療機関からの依頼で、退院に際して患者である当事者の状態やニーズに合った地域での暮らしに繋げる役割も担った。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み〔地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取り組み（連携会議の開催等）〕

【地域自立支援協議会】

花見川区自立支援協議会において、毎月、相談支援事業所意見交換会を主宰し、地域の相談支援事業者の間での情報共有、事例検討、研修会を通して相談支援体制の強化を図った。新型コロナウイルス緊急事態宣言以降は書面開催ないしオンラインで実施した。

市内で計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談の支援が困難となっている。

基幹支援センターでは、区内相談支援事業所に定期で相談員の抱えるケース実態のアンケートを実施、各相談支援事業所の直近3ヶ月の受け入れ予定・稼働状況を把握し、適正も加味しつつ依頼することで、効率的な紹介に努めた。

相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画の評価や研修等を行いにくく、事業所単位での人材育成が困難である。新人研修も、各相談支援事業所単位では大変な部分を、地域単位でサポートする必要があることが、交流の中から見えて来た。

事例検討は、事例を通してその先に共通項を見出し、相談員が応用出来る引き出し

を増やして行けるよう、また、計画案・支給に関する知識や行政とも納得出来る計画案作成も考慮する必要があると感じている。

年度の後半では障害分野別にテーマを定め、連続しての研修講座を設けた。11月〔精神障害-①『千葉市の施策“にも包括”』(講師；市精神保健福祉課)〕, 12月〔精神障害-②『行政の役割』(講師；区健康課)〕, 1月〔精神障害-③『地域生活の実態』(講師；訪問看護ステーション)〕, 2月〔強度行動障害『概論』(講師；強度行動障害者支援施設職員)〕

自立支援協議会では、隔月(偶数月)開催で花見川区地域部会を主宰し、相談支援事業者、知的障害者相談員、手をつなぐ育成会、民生委員、あんしんケアセンター(地域包括支援センター)、介護支援事業所、訪問看護事業所、特別支援学校、障害者相談センター・区高齢障害支援課等各種の相談機関等、多職種の方が各々の分野の知見を持ち寄り、障害というキーワードから地域全体で検討すべき福祉的課題を逡減させるとともに、福祉力の底上げをめざし協議を重ねた。

【基幹支援センターネットワーク会議】

相談支援活動を通じて見出された現状の支援体制や、社会資源では対応できない課題を、行政、各相談支援事業所、サービス提供事業所、障害当事者、その他関係機関により、集約・分析したうえ、地域全体で検討すべき課題として整理を行い、協議会の機能を活用して解決に向けた協議を行うため、地域部会で議論された課題は、運営事務局会議に上げられる。現行制度や市の各種計画との整合性、他市の状況や費用対効果の視点、関係者との合意形成にも配慮しつつ解決策の検討を行い、最終的には報告書や市への提言等の形にとりまとめ、市の政策に影響を与えるものとなるが、その議論を活発に行うため、今年度、市内全区基幹相談支援センター間で続けられて来た、基幹ネットワーク会議が、運営事務局会議の前段の議論・意見交換の場として認知された。今後、市内各区地域の福祉的課題の抽出・検討・協議と逡減に向けた取り組み、施策への提言等が活発に行われると考える。

【その他】

教育関係では、県立特別支援学校で保護者に向けて、相談支援の仕組みと役割について、また、80-50問題は遠い先の話ではなく、学校卒業時、福祉や地域と繋がるのが大きく影響すること等について相談事例を交えて伝えた。近隣特別支援級および発達障害の生徒が在籍する高等学校もオンライン参加があり、保護者から相談できる場所があることを知り、心強く思った等の感想が寄せられた。

その他、地域の相談支援体制の強化の取り組みとして、基幹支援センタースタッフが医療的ケア児等コーディネーターと主任相談支援専門員講習を受講・修了し配置となった。また、相談支援従事者研修(初任者および現任、相談支援従事者専門コース別研修)・強度行動障害支援者養成研修等に参加し支援体制の強化に努めた。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み〔障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ※基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る〕

【『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議（通称“にも包括”）事業』】

精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネートとしては、千葉市の施策である、『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議（通称“にも包括”）事業』において構築推進連携会議委員参加の他、千葉市独自のシステムである、『広め隊』『進め隊』『深め隊』のうち、『進め隊』『広め隊』の活動に携わった。

『進め隊』での退院から地域移行への事例に参加（構築推進サポーター事業）、『広め隊』では、公民館での地域啓発活動（11月27日 花見川区朝日ヶ丘公民館 31名参加）を市精神保健福祉課・あんしんケアセンターにれの木台とともにいき、参加の市民からは、「うつ病と認知症の違いが分かる等知らなかった情報が得られ、参考になった」、「早期受診の大切さがよく分かった」、「精神疾患に関心が持てるようになった」との意見が寄せられたほか、基幹相談支援センターについては、「初めて知った」や、「あんしんケアセンター以外にも様々な相談窓口があることが分かった」等の声が寄せられた。

精神障害者の地域生活について、特に精神障害者の地域移行に関しては、入院している（過去に入院歴のある病院も含む）病院の地域移行支援連携室（アウトリーチセンター等）との情報共有・連携・協力が欠かせない要素となっており、精神科病院への訪問・連絡が増えている。連続する相談事例を通して、精神障害者の地域生活に退院後の医療との連携は必須であり、地域のクリニックへの引き継ぎや訪問看護の導入等はもちろんのこと、医療に軸足を置いたコーディネーターの存在が不可欠であると感じ、連携会議でも訴えているところである。

【千葉県再犯防止事業】

矯正施設退所（予定）者が地域社会に復帰するにあたる支援について、累犯者に知的障害や精神障害をもつ者の比率が高く、出所後に福祉支援を受けられず、社会復帰にも困難が伴うケースが多いことから、千葉県における再犯防止の取り組みとして、千葉市では基幹支援センターが「矯正施設入所者等に対する相談支援オブザーバー委嘱」を受け、矯正施設における面談等への派遣を受けることとなった。まだ実際の実情は不明だが、地域生活定着支援センターの講演受講、更生保護施設との連携の場に参加する等、準備を進めた。

(4) 権利擁護・虐待の防止〔成年後見制度利用支援事業の実施・障害者等に対する虐待を防止するための取り組み〕

業務時間外の緊急時支援に備え、24時間対応体制に基づく電話転送を実施した。

相談には精神障害の当事者・家族、地域住民等からの訴えもあるが、精神科措置入院への同行案件も業務と数えられているものの、当センターでは未発である。他基幹相談支援センターでは発生しており、今後の可能性は否定できない。

成年後見制度利用促進に関し、研修に参加し知識を得るよう努めた。金銭管理を必要とする事例には、当事者および家族と協議を進め、成年後見制度の利用が必要と考えられるケースには手続きに長けたNPO法人等を経由し成年後見人に繋げた。

一般に対しても個別の案件・事案に制度利用を勧めてはいるものの、保護者が高齢の場合等は家庭に第三者の入ることへの抵抗からか、制度の導入はなかなか進んでいないのが実情である。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下における基幹相談支援センターの業務について】

令和元年に発生した新型コロナウイルスは、対人対面を基本とする相談支援業務に大きな影響を及ぼした。日常の相談業務ばかりでなく、各種会議が中止または書面での開催となる一方、顔の見える関係を探る中でオンライン開催も浸透した。

スタッフのワクチン接種も進めたが、急激な感染拡大と感染者が過去最多を更新した第6波では、職員の中からも罹患者が出るに至った。定められたルートで対応し、幸いに感染は拡大せず終息、幸いなことに大きく業務に影響することはなかったが、コロナが身近に迫っていることを改めて認識した。

【基幹相談支援センターネットワーク会議】

自立支援協議会各区地域部会から上がった地域の課題について、区を超えた市の共通課題として認識されるものを、障害福祉行政・施策につなげる上で運営事務局会議は欠かせないものである。

障害者基幹相談支援センターが設置されて以降、毎月、各区障害者基幹センター管理者が出席し、基幹ネットワーク会議を開催して来た。地域の福祉課題についても、活発な議論が行われている。この基幹ネットワーク会議を自立支援協議会運営事務局会議の前段での実質的・具体的な討議の場と位置付けることとなり、討議の結果を運営事務局会議に報告することになった。

医療的ケア児等支援法施行により、千葉市でも休止状態であった医療的ケア児等部会が、中央区基幹支援センターのネットワークを中心に自主的活動していた医療的ケア児等研修会と統合される形で動き出すことになった。

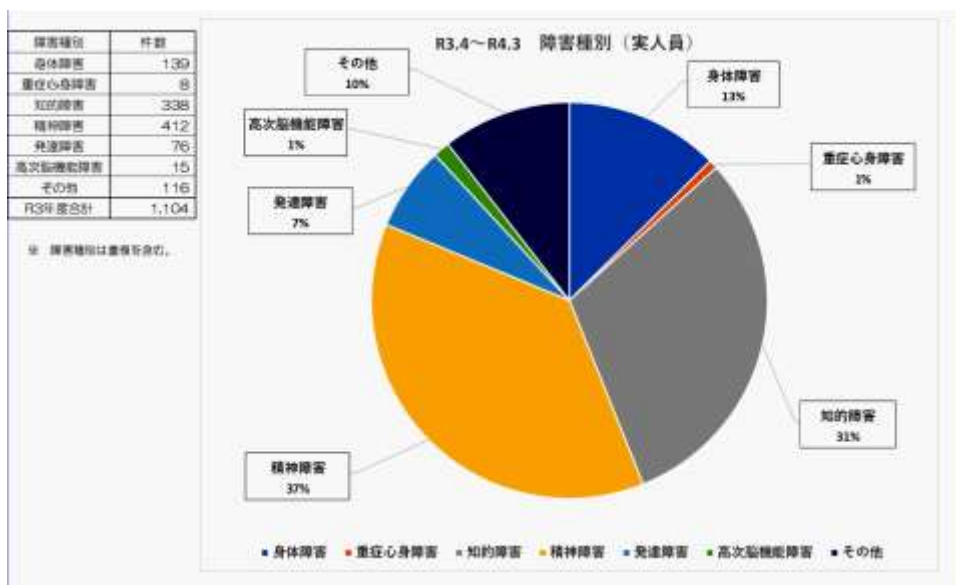
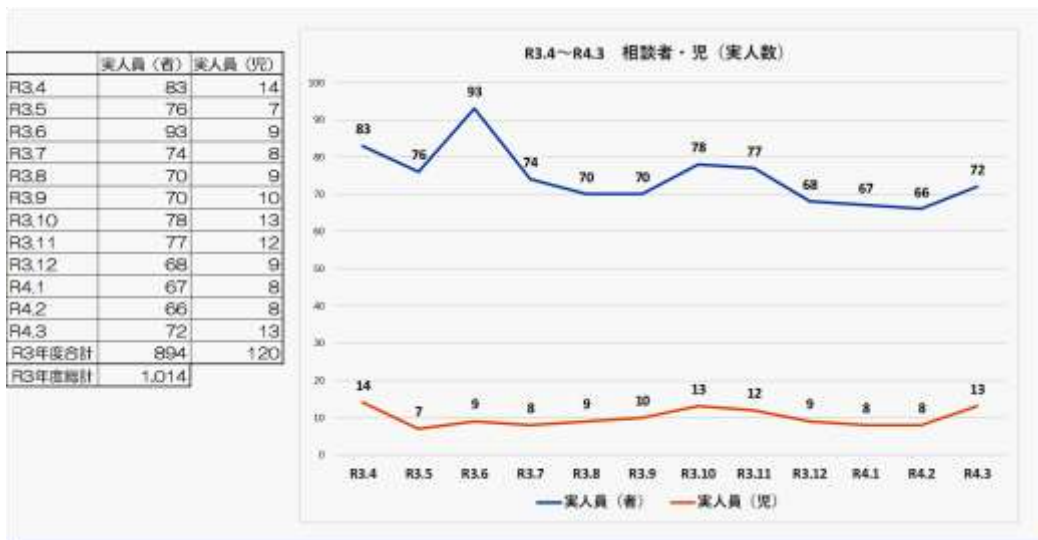
基幹ネットワーク会議で検討した、相談事業所および相談員のもつケース実態把握と社会資源としての障害福祉サービスの状況（使い勝手）把握のため、区内特定相談支援事業所および各区高齢障害支援課にアンケート調査を実施した。

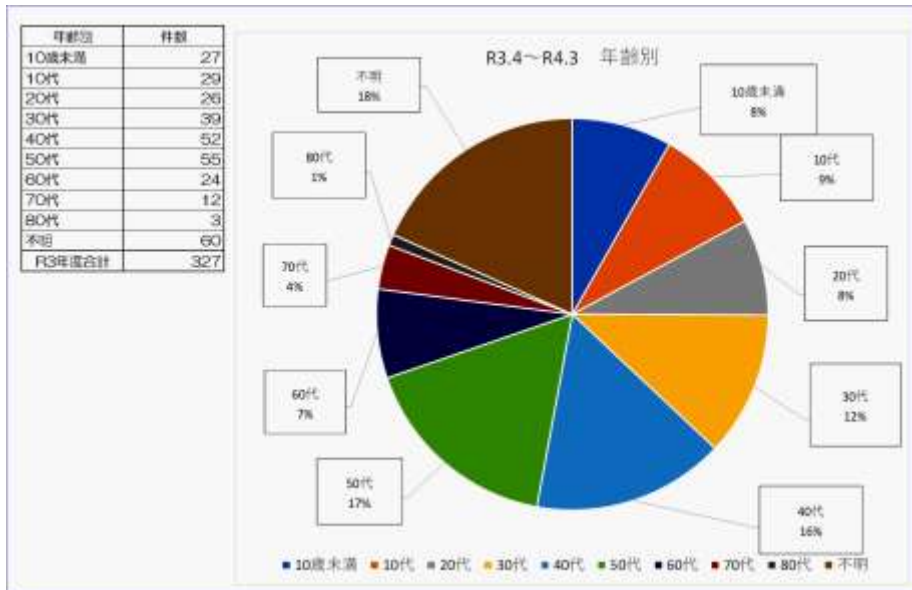
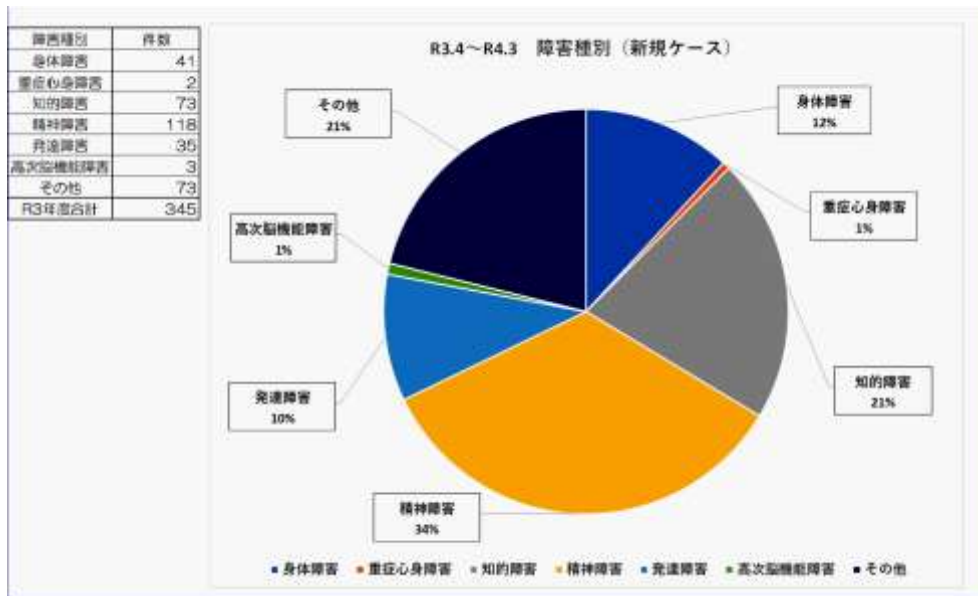
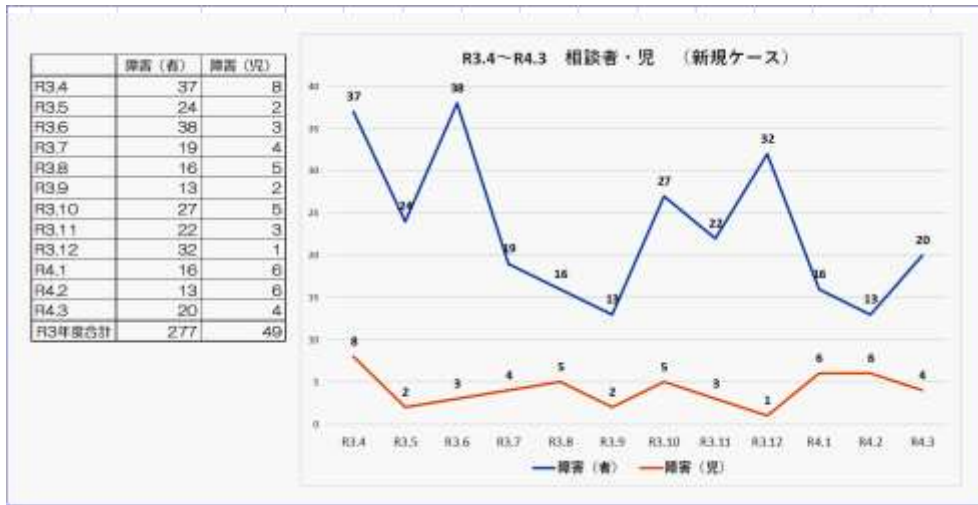
【地域生活支援拠点等との連携について】

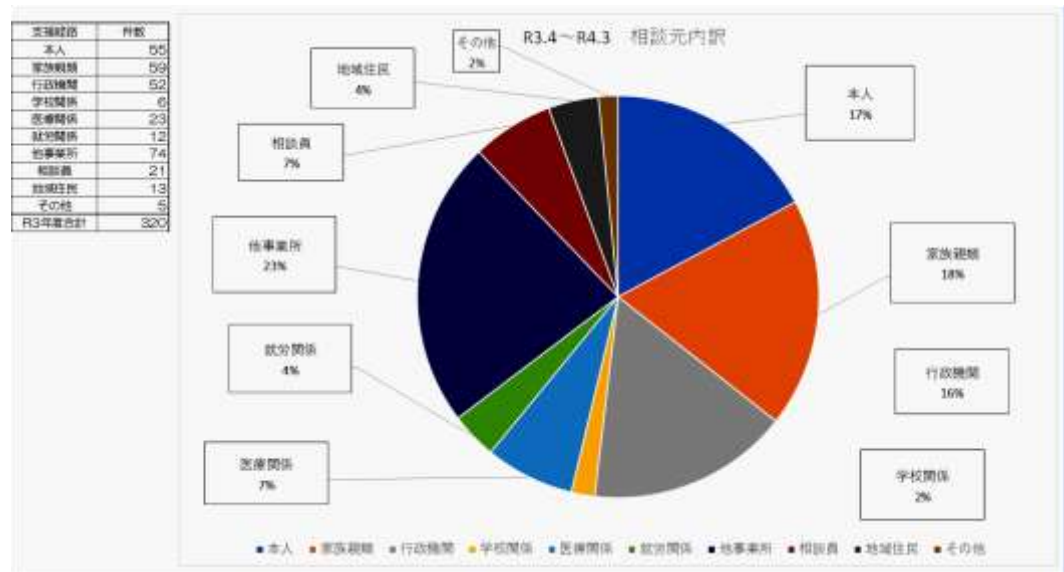
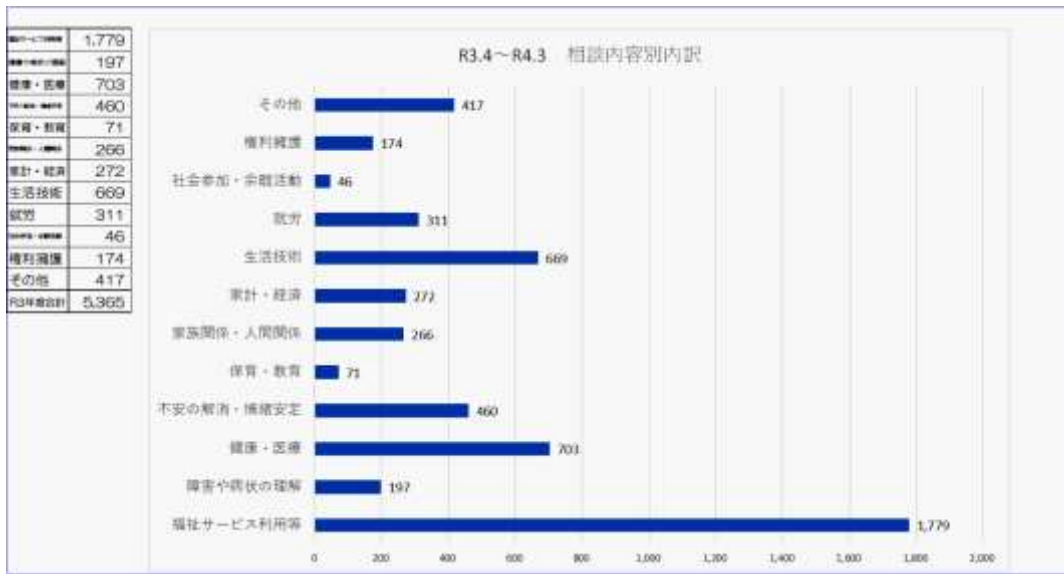
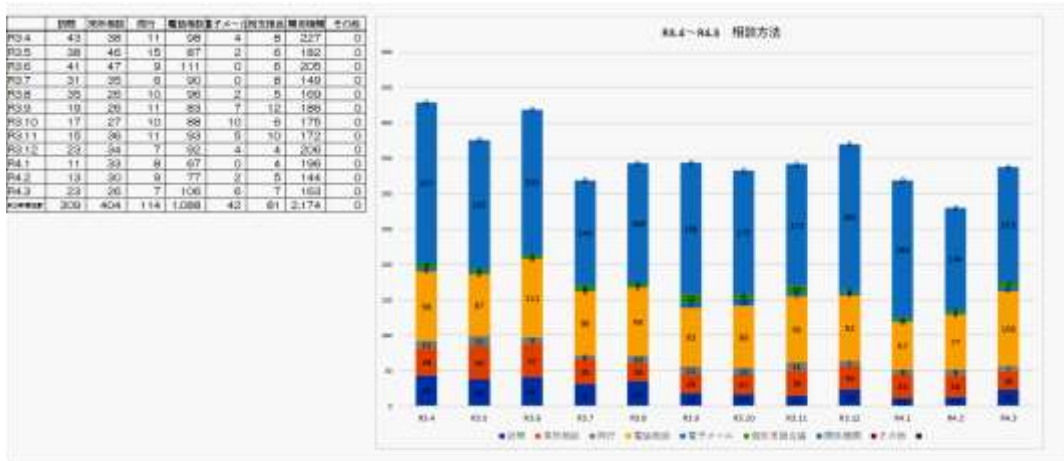
千葉市において3ヶ所が整備された地域生活支援拠点等事業受託事業は令和3年度いっぱいまで廃止され、基幹支援センターに移し、国が示している拠点の機能については、基幹支援センターに拠点等地域支援コーディネーターを置き、それを中心として面的整備を進める方向が示された。

より多くのニーズに、様々な関係機関との間で構築したネットワークを生かし、より迅速な支援と質の向上が求められている。

以下、図表







令和3年度
実績報告書及び収支決算書

千葉県稲毛区障害者基幹相談支援センター

受託法人名称 社会福祉法人 千葉県手をつなぐ育成会

代表者職氏名 理事長 栗原 一雄 印

目次

1. 令和2年度 実績報告書（年次）	3
2. 稲毛区の概要	4
3. 人員体制	4
4. 令和2年度相談支援実績報告	5
5. 業務内容	9
6. 業務実施状況	9
(1) 総合的・専門的な相談支援の実施	9
(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み	10
(3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み	11
(4) 地域自立支援協議会の運営	11
(5) 権利擁護・虐待の防止	14
(6) 障害者相談支援に関する情報発信の取り組み	14
(7) 地域生活支援拠点との連携	14
(8) 職員の資質向上のための研修計画	15
7. 公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	15
8. 公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	16

1. 令和3年度 実績報告書（年次）

令和3年度 実績報告書（年次）		稲毛区障害者基幹相談支援センター	
No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	・相談支援事業所へ短期入所先の情報提供やあんしんケアセンター等に対して、支援方法の助言や事業所等の情報提供を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	・稲毛区相談支援事業所意見交換会の開催や、稲毛区あんしんケアセンター主催の事例検討会へのアドバイザー派遣を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	・基幹ネットワーク会議への参加。 ・千葉障害者就業支援キャリアセンター主催意見交換会への参加。 ・警察署（北・中央、西）生活安全課との情報交換 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	・学校の進路面談に同席し、サービス利用の流れ等について情報提供 ・UR住まいセンターより相談依頼。あやめ台団地住民に関する相談・助言 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	年4回行われた稲毛区高齢障害支援課との情報交換会の中で、モニタリング(4ケース)とセルフプラン(3ケース)の検証を試行的に実施。今後もこの場を活用して事例の検証を行っていく予定。
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	・精神障害にも対応した地域包括ケア構築推進事業連携会議すずめ隊への参加 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	・精神障害の方への理解を求める地域住民向け研修会への参加 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日（全6回）：4/15、6/17、8/19、10/21、12/16、2/17 ・相談支援事業所意見交換会（全12回）：4/8、5/13、6/10、7/8、8/2、9/9、10/14、11/10、12/9、1/13、2/10、3/10 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会に参加し、意見交換を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	障害者虐待の可能性のあるケースについて、児童相談所、高齢障害支援課を含む関係者会議に参加し、事案への対応を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・稲毛区内の相談支援事業所に対し、地域の事業所情報や研修会の案内等をメールの配信を行った。 ・あやめ台団地生活支援アドバイザーと団地内に住む障害のある方の生活実態についての情報収集を行った。 ※詳細は、6.業務実施状況のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	7. 公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返りのとおり	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	8. 公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組みのとおり	
【記載に係る留意事項】			
※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。			
※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。			
※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。			

2. 稲毛区の概要

<手帳保有者数>

(単位：人)

身体障害者手帳		療育手帳		精神保健福祉手帳		小計
18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
91	4,855	376	841	19	1,491	
4,946		1,217		1,510		7,673

※令和3年3月31日現在

<支給決定者数>

(単位：人)

障害福祉サービス(者・児)	障害児通所支援給付等 支給決定者数	小計
1,071	594	1,665

※令和3年3月31日現在

<相談支援事業所数>

(単位：所)

特定相談支援事業所数	障害児相談支援事業所 (特定相談支援事業と兼務)	小計
11	(6)	11(17)

※令和3年6月1日現在

3. 人員体制

(単位：人)

職員・資格加算等	専門職員	事務職員
人員数	5(内1名育休中)	1
国家資格(社会福祉士)	4	0
〃 (精神保健福祉士)	1	0
〃 (保育士)	1	0
相談支援従事者初任者研修修了者	4	1
相談支援従事者現任者研修修了者	3	0
主任相談支援専門員	0	0
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	0
強度行動障害支援者養成研修修了者	4	0

※令和4年3月31日現在

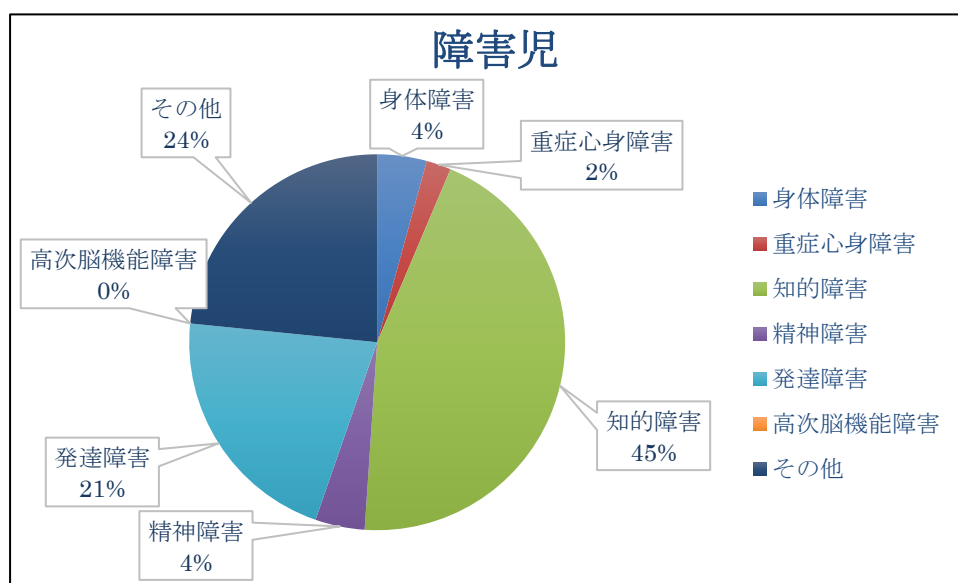
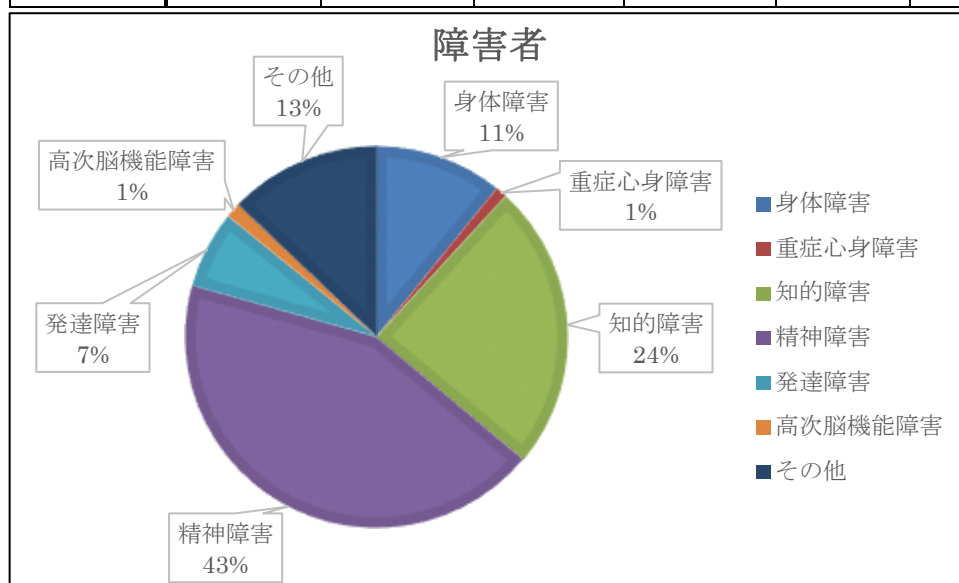
4. 令和3年度相談支援実績報告

【期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日】

<相談支援を利用している障害者等の人数>

(単位：人)

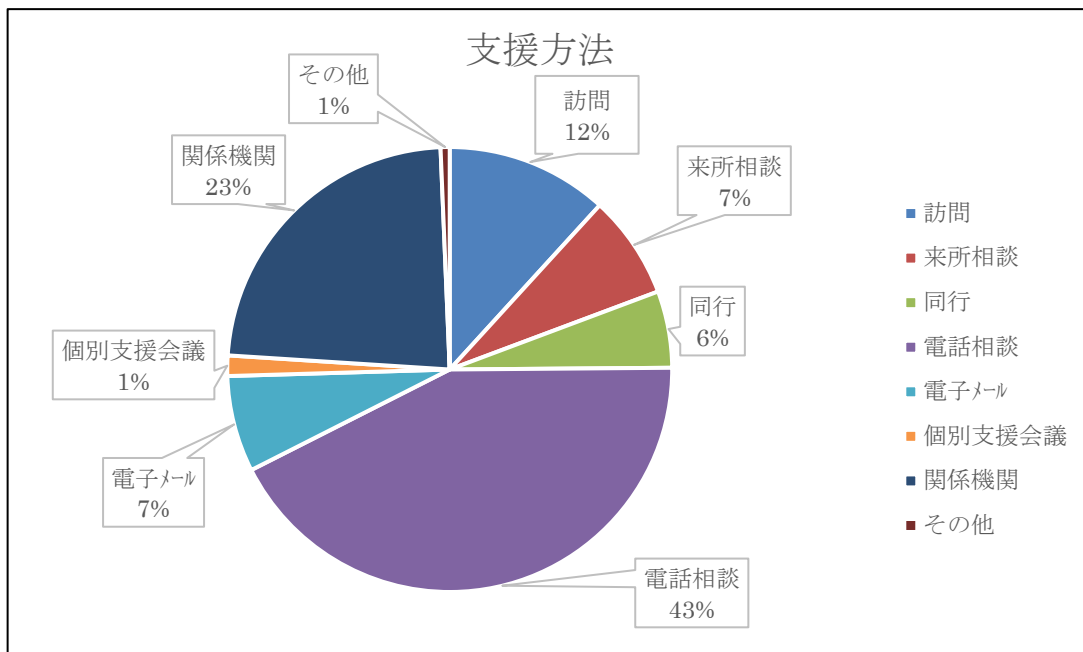
	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	その他	実人員
障害者	34	2	74	136	20	5	41	303
障害児	2	1	22	2	12	0	11	48
計	36	3	96	138	32	5	52	351



<支援方法>

(単位：件)

	訪問	来所相談	同行	電話相談	電子メール	個別支援 会議	関係機関	その他	計
件数	374	247	185	1,349	216	46	762	22	3,201

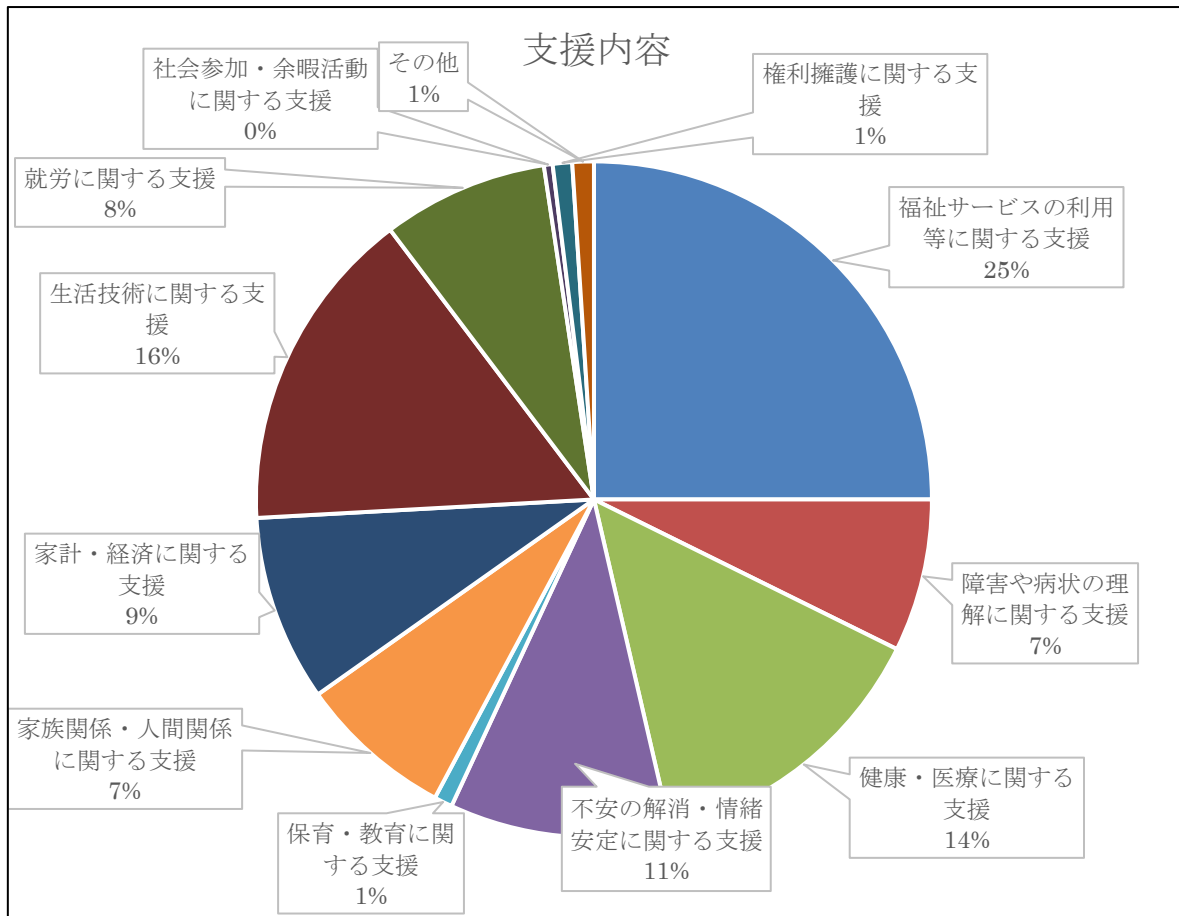


<支援内容>

(単位：件)

	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援
件数	1,383	400	768	578	52	401	495	839	449
(再掲) ヒ°アカウンセラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0

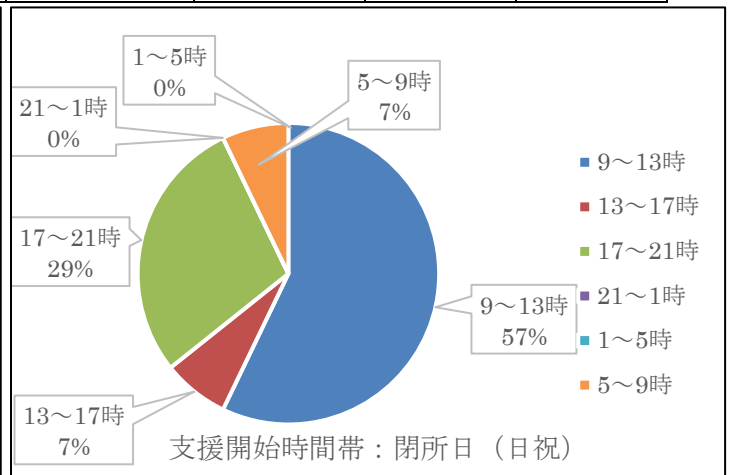
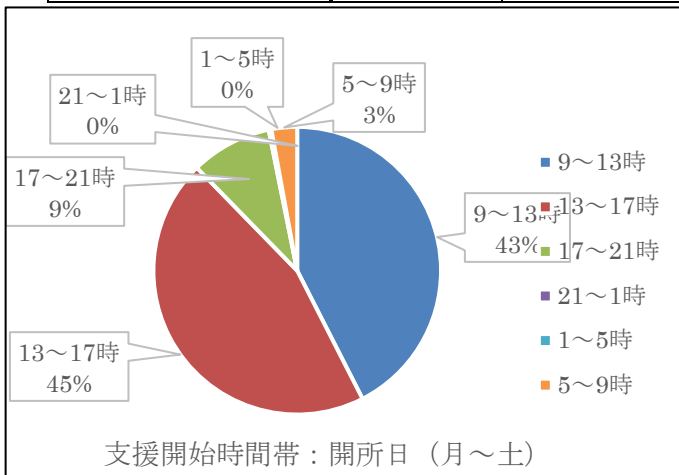
	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他	計
件数	22	50	54	5,491
(再掲) ヒ°アカウンセラー	0	0	0	0



<支援開始時間帯>

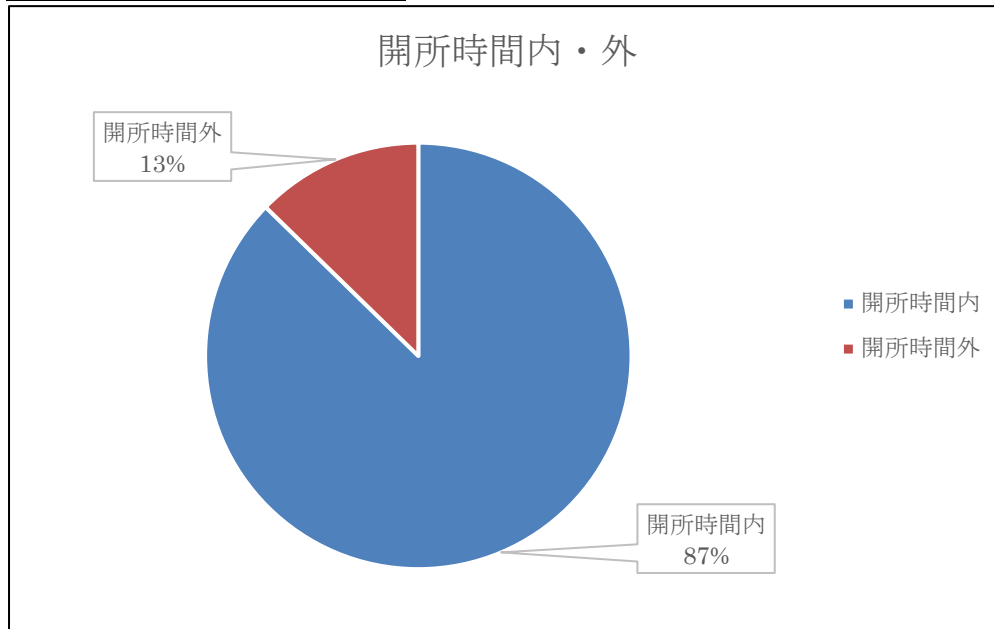
(単位：件)

	9～13時	13～17時	17～21時	21～1時	1～5時	5～9時
開所日(月～土)	1,358	1,437	292	7	2	91
閉所日(日祝)	8	1	4	0	0	1
計	1,366	1,438	296	7	2	92



(単位：件)

開所時間内	2,795	※開所日の9～17時
開所時間外	406	※上記以外の時間帯
計	3,201	



<地域生活支援拠点との連携と緊急時対応> (単位：件)

	拠点との連携	緊急時対応
障害者	3	6
障害児	0	0
計	4	6

5. 業務内容

《理 念》

すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、障害のある人もない人も共に活動することで相互の理解を深め、より支援が必要な方に手が差し伸べられる共生社会の構築を目指す。

《主な業務内容》

- (1)総合的・専門的な相談支援の実施
- (2)地域の相談支援体制の強化の取り組み
- (3)地域移行・地域定着の促進の取り組み
- (4)地域自立支援協議会の運営
- (5)権利擁護・虐待の防止
- (6)障害者相談支援に関する情報発信の取り組み
- (7)職員の資質向上のための研修計画
- (8)地域生活支援拠点との連携

6. 業務実施状況

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

① 相談支援件数

5, 491件（令和3年4月1日～令和4年3月31日までの実績）

※「5. 一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」を参照

② 総括

障害種別を問わないワンストップの総合相談窓口として、年間約5,500件の相談件数と、実人数約350人の相談に対応してきた。

障害種別の割合は、精神障害が43%、知的障害が24%、身体障害が11%、発達障害が7%、その他が13%となっており、昨年よりも更に知的障害の割合が減り、精神障害やその他手帳等を所持していない方からの相談が増えている。

相談形態の割合は、ご本人やご家族からの電話相談が一番多く43%を占め、次いで関係機関からの相談が23%、ご本人への訪問や来所相談が19%、メール相談が7%、その他が1%となっている。

相談内容の割合は、サービス利用に関する相談が25%で最も多く、次いで生活技術に関する支援が16%、健康・医療に関する支援14%となっている。サービス利用以外の相談内容を見てみると、昨年度は不安の解消の割合が高くなっていたが、生活技術の支援や医療に関する支援などが上位に来ているところから、単身生活の方への暮らしの助言や、通院同行、医療機関との連携など、より生活に密着した支援に携わる機会が多かったことがわかる。

(2) 地域の相談支援体制の強化の取り組み

① 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

事 例	
1	特定相談事業所に難病利用者の今後の就労支援の方向性について助言
2	ケアマネに障害福祉サービスの計画相談員について情報提供
3	地域の店舗および関係機関に対し、ストーカー行為をする人への適切な対応の助言
4	養教センターへ筋ジス児童の中学進学に伴う通学先の施設改修について情報提供
5	相談支援事業所へ短期入所先の情報提供

② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援

事 例	
1	稲毛区相談支援事業所意見交換会の開催
2	稲毛区あんしんケアセンター主催の事例検討会へのアドバイザー派遣
3	行動障害の方への支援に関する研修会への参加
4	千葉市教育センター主催研修会への講師派遣
5	相談支援専門員の不適切な言動に対する指導・助言

③ 地域の相談機関との連携強化の取り組み

事 例	
1	基幹ネットワーク会議への参加
2	千葉障害者就業支援キャリアセンター主催意見交換会への参加
3	自立支援協議会稲毛区地域部会への参加(主催)
4	千葉北警察署、千葉西警察署、中央警察署との情報交換
5	稲毛区高齢障害支援課との定期情報交換会(年4回)

④ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言

事 例	
1	学校の進路面談に同席し、サービス利用の流れ等について情報提供
2	千葉市立養護学校との情報交換会
3	四街道特別支援学校の進路相談および事業所の情報提供・助言
4	UR 住まいセンターより相談依頼。あやめ台団地住民に関する相談・助言
5	ソーシャルワーカーからの相談。サービス調整や守秘義務等に関する内容について助言。

⑤ 地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

年4回行われた稲毛区高齢障害支援課との情報交換会の中で、モニタリング(4 ケース)とセルフプラン(3 ケース)の検証を試行的に実施。今後もこの場を活用して事例の検証を行っていく予定。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取り組み

① 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

② 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

事 例	
1	精神障害にも対応した地域包括ケア構築推進事業連携会議おすすめ隊への参加
2	千葉市精神保健福祉課と“にも包”に関する意見交換
3	関係機関と“にも包”に関する情報共有の場に参加
4	精神障害の方への理解を求める地域住民向け研修会への参加

(4) 地域自立支援協議会の運営

① 運営事務局会議

	日 時	会議内容	備考
R3年度 第1回	令和3年 5月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 各地域部会からの報告。 各地域部会議事要旨についての意見 	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催 (若葉区幹事)
R3年度 第2回	令和3年 7月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 各地域部会からの報告。 各地域部会議事要旨についての意見 	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催 (緑区幹事)
R3年度 第3回	令和3年 9月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 各地域部会からの報告。 各地域部会議事要旨についての意見 	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催 (美浜区幹事)
R3年度 第4回	令和3年 11月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 各地域部会からの報告 ヤングケアラーについて 支援困難者の居場所について 蘇我駅のトイレで警察に保護されてしまった件 重度障害者の就労支援の勉強会について 	(会場) 千葉市 ハーモニープラザ (中央区幹事)
R3年度 第5回	令和4年 1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 基幹ネットワーク会議の報告 拠点届出制度に関するアンケート報告 相談支援専門員アンケートについて 各区地域部会議事要旨についての意見 	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催 (花見川区幹事)
R3年度 第6回	令和4年 3月中旬	<ul style="list-style-type: none"> 基幹ネットワーク会議の位置づけについて 緊急時等のシェルター機能施設について 公民館普及啓発活動について 医療的ケア児等支援部会について 各区地域部会議事要旨についての意見 	新型コロナウイルス感染症対策の為、書面開催 (稲毛区幹事運営)

② 稲毛地域部会

	日 時	会議内容	備考
R3年度 第1回	令和3年 4月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 運営事務局会議／稲毛区相談支援事業所意見交換会の報告 	○参加者14名 (会場) 稲毛保健福祉センター

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度稲毛区基幹センター実績報告 ・情報交換・事例検討等 ・今年度の稲毛区地域部会スケジュールについて 	&ZOOM
R3年度 第2回	令和3年 6月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事務局会議／稲毛区相談支援事業所意見交換会の報告 ・事例検討(近隣に迷惑行為を繰り返すケース) ・情報交換等 	○参加者15名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第3回	令和3年 8月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事務局会議／稲毛区相談支援事業所意見交換会の報告 ・事例検討(家族全員精神疾患があるケース) ・情報交換等 	○参加者19名 ※内5名：学生実習生 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第4回	令和3年 10月21日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事務局会議／稲毛区相談支援事業所意見交換会の報告 ・事例検討(親が学校に通わせていないケース) ・情報交換等 	○参加者13名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第5回	令和3年 12月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師研修 「ひきこもり地域支援センターの役割について」 講師：NPO 法人ユニバーサル就労ネットワークちば 平田智子氏 ・運営事務局会議／稲毛区相談支援事業所意見交換会の報告 	○参加者19名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第6回	令和3年 2月17日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営事務局会議／稲毛区相談支援事業所意見交換会の報告 ・近況報告 ・情報交換/事例検討(8050、介護保険について) 	○参加者11名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM

③ 稲毛区相談支援事業所意見交換会

	日時	会議内容	備考
R3年度 第1回	令和3年 4月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所からの近況報告 ・今年度の活動について ・事業所情報について 	○参加者：9名 (会場) 稲毛保健福祉センター
R3年度 第2回	令和3年 5月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員研修 テーマ：「行動障害の方への支援について」 講師：メープルリーフ 高柳氏 	○参加者：14名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第3回	令和3年 6月10日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業所からの近況報告 ・事例から学ぶコーナー「65歳問題について」 ・稲毛区高齢障害支援課との情報交換の報告 ・事業所情報について 	○参加者：13名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM

R3年度 第4回	令和3年 7月8日(木)	・学習コーナー「障害者手帳・いろいろな福祉サービスについて」※稲毛基幹職員より ・事例検討 ※父の樹園より	○参加者：12名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第5回	令和3年 8月4日(水)	・相談支援専門員研修 テーマ：「にも包について」 講師：千葉県精神保健福祉課 鈴木氏	○参加者：18名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第6回	令和3年 9月9日(木)	・グループワーク 「計画相談員の業務について～基幹センターとの役割分担～」 ・事業所情報について	○参加者：13名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第7回	令和3年 10月14日(木)	・相談支援専門員研修 テーマ：「障害者就労支援の現状と相談支援事業者との連携」 講師：キャリアセンター 藤尾氏	中央基幹との合同開催 ○参加者：17名 ※稲毛基幹メンバー (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第8回	令和3年 11月10日(木)	・相談支援専門員研修 テーマ：「成年後見制度の理解～相談支援専門員が押さえておくポイント～」 講師：千葉県成年後見支援センター 佐藤氏	中央基幹との合同開催 ○参加者：15名 ※稲毛基幹メンバー (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第9回	令和2年 12月9日(木)	・新規事業所紹介 ・学習コーナー「障害年金について」 ※稲毛基幹職員より ・グループワーク「困難ケースの対応」	○参加者：15名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第10回	令和4年 1月13日(木)	・相談支援専門員研修 テーマ：「介護保険制度の基礎知識」 ～事例を使ったグループワーク～ 講師：あんしんケア天台 伊東氏、永山氏	○参加者：14名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第11回	令和4年 2月10日(木)	・オンライン見学会 見学先：「千葉障害者職業センター」 対応：職業センター 山森氏	○参加者：13名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM
R3年度 第12回	令和4年 3月10日(木)	・情報交換 ～アンケートより～ 次年度の活動について／稲毛区の相談支援の現状／課題抽出／その他	○参加者：13名 (会場) 稲毛保健福祉センター &ZOOM

④ 総括

昨年度は新型コロナウイルスの影響により、書面開催が多かったが、運営事務局会議以外は、ZOOM と会場を併用したハイブリット形式をとったことで、意見交換、事例検討、研修、見学会まで行うことができた。この形式はグループワーク等を行う場合には課題もあるが、より多くの方に参加していただくには有効な手段であった為、今後も活用したい。

(5) 権利擁護・虐待の防止

① 成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援

事 例	
1	親御さんが他界され身内がない方への成年後見制度利用に向けた関係者会議
2	成年後見支援センターへの相談に同行
3	千葉県成年後見支援センターと研修会に向けた情報交換
4	成年後見制度の理解をテーマとした研修会の企画・参加
5	成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク協議会に参加

② 障害者等に対する虐待を防止するための取り組み

事 例	
1	障害者虐待が疑われる事業所の支援に関する聴き取り(複数)
2	児童虐待、障害者虐待の可能性が高い家庭の関係者会議に参加
3	特定相談支援事業所に対し虐待案件への対応に関する助言
4	千葉県強度行動障害支援者養成研修(実践研修)派遣
5	障害者の理解を求めた蘇我駅前での啓発活動に参加

(6) 障害者相談支援に関する情報発信の取り組み

事 例	
1	千葉県教育委員会を訪問。スクールソーシャルワーカーの業務と基幹相談に関する情報交換
2	千葉西警察署生活安全課に基幹センターの紹介
3	稲毛区相談支援事業所意見交換会にてサービス事業所等の情報提供(毎月)
4	稲毛区内の相談支援事業所に他機関主催の研修会の情報提供
5	ひきこもり支援研修に参加(伝達研修による発信)

(7) 地域生活支援拠点との連携

① 総括

令和3年度、地域生活支援拠点事業と連携を図ったケースは3件(精神2件、知的1件)。内、2件は緊急対応を要す状況であったが、即日、見学対応と短期入所の受け入れをしていただき、緊急事態を乗り切ることができている。今回のケースは計画相談がついていたことと、既に短期入所の支給が出ていたためにスムーズに利用へと繋ぐことができた。

今年度実績が3件という数字からは、基幹に情報が入ってこなかったケースも大多数いることが予測され、緊急対応が必要なケースの実態を把握することも今後の課題である。

※ 別紙4. 地域生活支援拠点との連携状況報告を参照

(8) 職員の資質向上のための研修計画

① 総括

- ・令和3年度も新型コロナウイルスの影響を受けた1年ではあったが、職員の相談員としての資質向上のため相談支援事業所意見交換会では積極的に研修を企画し、ハイブリット形式の感染対策をとることで、対面と同じように学ぶ機会を持つことができた。
- ・基幹の専門職員の資質向上のために求められている、強度行動障害者養成研修は定員の問題で参加ができなかったり、主任相談支援専門員研修や医療的ケア児コーディネーター養成研修については年度末の開催となってしまう法人として人員を派遣することができなかったのは反省点として残る。
- ・今年度も毎週金曜日の午前中に1時間程度のミーティングを行い、各々の相談の進捗、新規ケースや事業所情報の共有、事例検討など、チームとして取り組みながら専門職員として質の高い支援が提供できることを心がけてきた。また、法人が契約しているオンラインで学べる「サポーターズカレッジ」も有効に活用しながら自己研鑽をはかっている。

7. 公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り

稲毛区障害者基幹相談支援センター開設から掲げている「共生社会の構築」のために、日々のソーシャルワークの実践による地域づくりを目的に運営をしてきた。基幹センターは相談支援の中核的な役割を担う機関とし、稲毛保健福祉センターの各課や、稲毛区の相談支援事業所、あんしんケアセンター等と密に連携をとりネットワークの構築を図ってきたが、今年度、特に関わりが多かったのが生活自立仕事相談センター稲毛であった。現時点では対象者が重なっていることもあるが、生活困窮者またはそうなる前の支援を要す方、一時的に保護が必要なケースがとても多いことが分かった。

運営にあたり公正かつ中立性を確保するため、6カ所の基幹相談支援センターとの連携は常に意識をしてきた。特に毎月の基幹ネットワーク会議では各々の地域課題を共有しながら、研修会の開催や協議会の運営など、千葉市全体をとらえながら運営ができたことは大きな成果である。

地域づくりの取り組みとして、基幹相談支援センターの存在を知っていただく機会も大切にしてきた。今年度は、千葉市養護教育センターからの依頼で市内の教員向け研修会の講師派遣、千葉県障害者高等技術専門校にて生徒に向けたセンターの周知活動、小仲台南小学校の生徒(3年生)に向けた障害者の理解の授業、千葉市手をつなぐ育成会主催研修会の講師派遣等を行っている。地域の方々に障害のある方の存在を知っていただき、その支援機関の一つに基幹センターがあるというのを周知できたことは実感している。

- ・職員配置について。今年度は4月に事務員の退職により1名変更し、専門職員も産休の為1名変更をしている。どちらも引継ぎ期間を設けての変更であった為、業務に大きな支障をきたすことなく業務を遂行できている。

- ・計画相談の兼務解消については、新規の計画相談支援事業所や法人内の事業所に引継ぎを進め、3月末現在、約30ケースまで数を減らしている。

8. 公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み

1. 職員体制について

令和4年度は法人内の人事異動により、専門職員2名が入替わり、1名増員分として新規職員を迎え入れる。大きく体制が代わることで、これまでできていた事が難しくなったり、これまでよりも時間を要することなども予測されるが、まずは引継ぎ等を確実にを行い、新しいチームで取り組むベストの方法を早期に確立する。また、今回の異動により計画相談のケースが30ケースから100ケースに増えてしまうため、継続的に引継ぎを進めながら、基幹の業務に専念する。

2. 相談支援事業所意見交換会や地域部会、研修会等の開催方法の工夫

コロナ禍であってもハイブリット形式により、通常の対面に近い形で開催することができた。オンラインでの開催は、ネット環境(画像や音声の状態)も重要となってくるため、会議内容に加え環境の整備にもしっかりと目を向けて開催をする。

地域部会の運営にあたり、委員による活発な意見交換の場とするためには、予め一つのテーマ(災害対応について、虐待について等)を決め、それについて幅広い分野の委員から意見をもらう方法の方がより深く議論ができる。会の進め方にも工夫をする。

3. 基幹相談支援センターのネットワーク強化

1年半をかけて基幹の管理者の繋がりは強化されてきた。次の段階は、現場の専門職員と事務員のネットワーク強化。年7回の合同研修会や、地域生活支援拠点コーディネーター、医ケア児コーディネーターの配置により確実に現場職員が連携をする機会が増えてくる。個別の相談に加えての業務ともなっていくため、職員一人一人が基幹センターに求められている役割をしっかりと認識し、千葉市を一つの面で支える体制づくりを意識する。

4. コーディネーターの役割

拠点に求められる役割は多種多様で、地域づくりを担う基幹センターの役割と重なる部分は多い。今後、拠点をいかに機能させるかによって、障害のある方やそのご家族が安心した生活が送れるかが変わってくる。基幹に配属された二人のコーディネーター(拠点・医ケア児)が積極的に地域をつくっていくという高い意識をもって業務を遂行する。

令和3年度 実績報告書（年次）

若葉区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	相談支援事業所、児童相談所等主催の会議に参加し各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	若葉区相談支援事業所意見交換会 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	千葉市基幹ネットワーク会議：毎月1回実施 若葉区相談員会議（多職種会議） 若葉区高齢障害支援課打合せ 若葉区SW連絡会参加 ※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	市立養護学校の先生が来所 卒業生、在校生の情報収集、情報共有：6/18、3/23 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	相談支援事業所意見交換会計画案、モニタリングの事例発表：4/22 ※詳細は、月次報告書のとおり
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 実績なし	
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート 9/3 精神科入院患者の支援に関し進め隊に参加 ※詳細は、月次報告書のとおり	
5	地域自立支援協議会の運営	各区域域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：4/20、6/22、8/24（書面開催） 10/26、12/21、2/28（書面開催） ・相談支援事業所意見交換会：4/22、5/20、6/18、7/15、8/20、9/17、10/21、11/18、12/23、1/21、2/18、3/24 ※詳細は、月次報告書のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	各種研修への参加 6/24 若葉区SW連絡会にて基幹相談支援センターの説明（ZOOM） ※詳細は、月次報告書のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	昨年度から引き続き一般的な相談支援、総合的な相談支援の実施では他機関からの依頼が多く、他機関との関係者会議への参加、利用者宅への同行等を含め連携を行ってきました。 地域の相談支援体制の強化の取組では、地域の相談機関との連携強化のため、若葉区相談員会議を実施、若葉区地域部会においても多機関での事例検討、情報共有を行っています。 教育機関との連携では若葉区相談支援事業所意見交換会で市立養護の先生を招いて、千葉市内の相談支援事業所に声を掛け、連携について意見交換を行いました。 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムと合同で地域住民に対して公民館等で障害についての講座を開催する予定でしたがコロナ禍のため次年度に持ち越しとなっています。 今期の取り組みで対応が必要な部分を検討し、次期への取り組みへ活かしていきます。	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	次期の取り組みでは基幹ネットワーク会議で設定した重点課題に対して連携を行いながら会議の開催等行っていきます。拠点および医療的ケアのコーディネーターの配置もあり、今まで以上に他機関との連携を深めていきます。 昨年度と同様に教育機関と相談支援専門員の連携会議の実施を検討しています。次期は市内の特別支援学校の先生方にも参加して頂き、もう少し広い範囲で意見交換を行えるよう取り組んでいきます。 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムと合同で行う講座をはじめ、地域移行の啓発も行っていけるよう取り組んでいきます。	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和3年度 実績報告書（年次）

緑区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり
3	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	他相談支援事業所より、担当ケースの相談を受け助言を行う。 他相談支援事業所より、社会資源や福祉サービスの情報提供を行なう。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	年間を通して、「子どもの生活を支える」連携会議を実施 11/4 小学校の先生方へ向けた福祉サービスのあり方や現状についての研修会を実施（菅田小学校） ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	年間を通して、「子どもの生活を支える」連携会議を実施 4/12 養護教育センターとの連携の仕方について協議 4/12 児童相談所との連携の仕方について協議 5/10 基幹と相談支援事業所の連携の仕方について協議 5/10 民生委員と今後の連携の仕方について協議 5/14 あんしんケアセンターとの情報交換 6/25、7/2、10/21 養護教育センターと学校の先生方を対象にした研修会について協議 7/29 児童精神科医、障害児教育関係者と医療教育福祉の連携の仕方について協議 8/16 児童相談所所長と今後の連携の仕方について協議 10/19、11/25、12/27 生活自立・仕事相談センター緑主催の支援調整会議参加 2/25 養護教育センターと進路にともなう引継ぎ等の相談 3/16 養護教育センターと「福祉相談」についての情報提供と意見交換 3/31 児童相談所の体制についての情報共有 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	4/26 ケース会議の中で、障害特性と対応についての説明、助言をする。（菅田小学校） 7/16 県立千葉壘学校の先生と壘と知的障害の重複している生徒の進路について意見交換 7/16 養護教育センターと学校の先生方を対象にした研修会について協議 11/4 小学校の先生方へ向けた福祉サービスのあり方や現状について理解を深めていただけるための研修会を実施（菅田小学校） ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
	地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	年間を通して、セルフプランの作成をサポートしたケースについては、本人の特徴や現状の整理をしたうえで、必要に応じてバックアップを行なっている。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
4	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	5/25 移行支援会議を行う（児童相談所、児童精神科、入所施設職員、学校関係者、両親、相談担当者で病院で行なう） ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
	地域移行・地域定着の促進の取組	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート ・精神科退院予定のケース、GHでの地域生活を目指した支援をすすめていく。 ・児童相談所の保護所にいるケース、自宅に戻っての生活が難しく、GHでの地域生活を目指した支援をすすめている。 ・児童相談所の保護所にいるケース、自宅に戻っての生活が難しく、福祉サービスの組み立てをすすめている。 1/24、28 他市児童相談所から、保護委託の移行支援をすすめている。 1/7 精神科入院のケース、今後の生活の組み立てをすすめていくために各機関と連携してすすめていく。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会 4/28、6/24、8/4、12/10、2/16 ・意見交換会 4/23、5/21、6/18、7/16、8/20、9/18、10/15、11/19、12/17、1/21、2/18、3/18 ・子どもの生活を支える連携会議 4/14、5/12、6/10、7/14、9/8、10/21、11/24、12/16、1/13、3/16
	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	相談の中で、必要に応じて、情報の提供を行なっている。 ※詳細は月次報告書のとおり。

6	権利擁護・虐待の防止 障害者等に対する虐待を防止するための取組	・高齢の両親に対する暴力ケースに対する警察署生活安全課との連携 11/25 ALS女性、夫からの虐待の疑いのあるケース、病院、居宅介護事業所、区高齢障害支援課、あんしんケアセンター、基幹でケース会議を行なう。 →自立支援協議会の議題にあげ、協議 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	・新規立ち上げの事業所やGHの空き状況など、情報を集約、整理をし、必要に応じて意見交換会などで発信している。 ※詳細は、別紙5「実績報告書（月次）」のとおり。
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」とおり
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	仕事自立相談センターとの連携も出来、地域での経済的な課題の処から見える地域の課題へのアプローチ（引きこもり等）も多く連携を進められた。また、児童通所支援の利用者が多い事を踏まえ、地域の小児科医との連携・教育機関との連携等の構築へも力を注いで来た。
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	拠点事業が基幹相談支援センターの業務の中の位置づけとなる。昨年度生活自立仕事センターとの連携の中でも多く見られた8050問題が緊急にならないための事前の相談・登録への取り組みを構築する。会わせて医療ケアコーディネーターとして地域の資源等との連携を進めていく。人材育成の研修へも取り組む。

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和3年度 実績報告書（年次）

美浜区障害者基幹相談支援センター

No	項目	実施日・実施内容	
1	従業員の勤務実績	別紙1「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」のとおり	
2	一般的・総合的・専門的な相談支援の実施	別紙2「一般的・総合的・専門的な相談支援実績報告」のとおり	
	業務時間外の緊急時支援の内容	別紙3「業務時間外の緊急時支援実績報告」のとおり	
3	地域の相談支援体制の強化の取組	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	あんしんケアセンター等と連携し、各種相談への対応を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）	9/17 「薬について・精神科訪問看護について」に関する研修を実施した。その他、月1回程度、相談支援事業所意見交換会を開催し、野中式事例検討を用いたグループスーパービジョンなどを実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）	月1回程度、計画相談支援事業所等との意見交換会を実施した。また、11月と12月に障害児通所支援の事業所と計画相談支援事業所の意見交換を実施した。美浜区内地域ケア会議に随時出席した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	実績なし
		地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証	実績なし
4	地域移行・地域定着の促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	実績なし
		地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	地域生活支援拠点コーディネーターや精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進アドバイザーとの協議を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
5	地域自立支援協議会の運営	各区地域部会、相談支援事業所意見交換会等の運営 ・地域部会実施日：4/20、6/18、8/20、10/15、12/17、2/18 ・相談支援事業所意見交換会：4/16、5/21、6/16、7/16、8/18、9/17、11/19、12/15、1/21、2/16、3/18 ※詳細は、月次報告書のとおり	
6	権利擁護・虐待の防止	成年後見制度の利用につなげるために必要な相談その他の支援	個別のケースに応じて成年後見制度等の利用に向けて、関係者との調整等を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
		障害者等に対する虐待を防止するための取組	虐待が疑われる個別のケースに応じて、アセスメントや関係機関との調整等を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり
7	障害者相談支援に関する各種情報の収集、集約、発信	就労系事業所に関する情報収集と発信、障害児通所施設等の情報の収集を実施した。 ※詳細は、月次報告書のとおり	
8	地域生活支援拠点との連携	別紙4「地域生活支援拠点との連携状況報告」のとおり	
9	公募時の提案書の内容を踏まえた今期の振り返り	事例検討を通じた地域の福祉人材の育成の取り組みは、計画相談支援事業所だけでなく、地域部会での実践を含め拡大している。また、障害児に関連する支援に関する課題を抽出するため、障害児通所支援の事業所と計画相談支援事業所等に集ってもらい、グループワークを行った。障害児通所支援の各事業所における特徴を利用者・家族にわかりやすい情報提供の在り方の必要性を共有し、今後具体的な取り組みにつなげることにした。また、あんしんケアセンターとの連携により、地域ケア会議や区内の各種連携会議への出席も増加している。	
10	公募時の提案書の内容を踏まえた次期取り組み	地域生活支援拠点コーディネーターの役割も踏まえ、美浜区内の様々な社会資源の把握が重要である。個別訪問等により顔の見える関係を広げていく取り組みを行う。また、福祉サービス等の利用が無く、初めて相談機関に相談するという方が多い。相談しやすい環境を整えるため、インテークやアセスメントなど対人援助におけるコミュニケーションスキルの向上に努める。	

【記載に係る留意事項】

※各項目ともに月次報告にて提出いただいたものから主要な運営実績を記載してください。

※地域部会、相談支援事業所意見交換会は、開催日をすべて記載してください。

※実績のない項目は、「実績なし」と記載してください。

令和3年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和4年5月23日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	特に重点課題項目である親亡き後に備える8050問題と医療的ケア等の課題、行動障害のある方の協議の場をつくった。
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	24時間365日の総合相談窓口の開設を行い、警察や民生委員、ハローワーク、保健福祉センター等との連携により、啓発活動を行うとともに、緊急連絡体制を構築してきた。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	中央区8050部会活動で毎月事例検討をし、中央区関係団体と親亡き後の講演会の開催を行ったり、相談窓口のパンフレットの作成を行った。心の健康センター主催の研修でも親亡き後に備えての研修を行った。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	一人一台のPCを貸与し、その場で記録をとれるようにすることで、残業を減らした。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	若葉区の基幹相談支援センターが主催する苦情対応の研修に参加した。
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	中央区の高齢障害支援課とは毎月1回情報共有会を行っている。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応し、市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	個別の支援困難ケースについては会議での支援方針の検討と役割分担を行うことと行政への情報提供を行ってきた。また、場合により地域部会等でも共有をしてきた。
27	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	
28	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	LINE相談も行ってきた。
29	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	
30	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	あんしんケアセンターを通じて地域のネットワークを作りながら、対応を検討した。
31	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	
32	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	
33	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	
34	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	千葉県、千葉県発達障害者支援センター、千葉リハビリテーションセンター等と連携して相談に応じた。
35	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	いいえ	ほとんどできていないので、来年度は力を入れていきたい。
36	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	いいえ	ケアラーの方の意向を尊重するのは難しい面があり、いろいろなバランスで支援につなげるのは困難であった。ケアラーの支援は長期化がよいのかとおもった。
37	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	計画相談支援の方だけでは難しい面はご相談いただいた。対応したものとしては、困難ケースで会議を開くような場合や緊急時の受け入れを探す、社会資源の紹介等を行った。
38	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	報酬改定の勉強会を令和3年5月に行ったのみ。
39	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	
40	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	中央区地域部会での協議の場に参画いただいた。他に毎月1回、中央区のあんしんケアセンター管理者の会議を行い連携強化を検討してきた。また、生活自立仕事相談センターの会議も毎月1回行ってきた。それから、中央区の重層的支援体制整備を考える会で包括的相談支援事業所と保健センターで毎月協議の場を開いてきた。さらに、就労の意見交換会にも各月で参加してきた。
41	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	医療的ケアの協議の場を毎月開催してきた。
42	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	いいえ	にも事業の啓発に参加していたのみ。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	「広め隊」に参加し、地元の公民館での勉強会を行った。
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	どちらとも いえない	課題別部会は達成できたと感じているが、運営事務局会議の運営には課題が残っている。
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	地域部会で検討を行った。
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	該当なし	
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	

「はい」と答えた数	49	(87.5%)
「いいえ」と答えた数	3	(5.4%)
「どちらともいえない」と答えた数	1	(1.8%)
「該当なし」と答えた数	3	(5.4%)
計	56	(100.0%)

令和3年度 中央区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R2	R3	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	85	170	85
相談支援事業者の人材育成の支援件数	13	20	7
相談機関との連携強化の取組の実施回数	43	106	63

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R3.4.1	R4.4.1	増減
兼務している専門職員数	1	0	-1
兼務している専門職員が担当している利用者数	50	0	-50

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R3.4.1	R4.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	5	7	2
	精神保健福祉士	2	2	0
	保健師	1	0	-1
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	2	4	2
	相談支援従事者現任研修修了者	1	2	1
	主任相談支援専門員	0	1	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	2	1
その他の 資格	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	2	0
				0
				0
				0
				0

令和3年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和4年5月20日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	・市障害者施策の指針および障害者計画に則り、共生社会の構築に向け、障害種別を超えてニーズに対応、地域の相談機関と連携し相談支援に努めた。
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	・個別相談の他、地域自立支援協議会で地域の福祉的課題と対応を協議・検討した。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	・当事者および保護者や親族からの相談では、8050～親亡き後を見据えた地域・福祉との繋がり必要性を伝えた。また、実際の福祉サービス利用の促進を図った。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	・障害者相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者への助言、他相談機関との連携強化・相談支援体制強化の取り組みを行うことを目標に事業計画を作成した。
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	・国家資格や相談支援専門員資格を有すると共に、長年障害者の地域生活支援に携わって来た職員を配置。主任相談支援専門員研修、医療的ケア児等コーディネーター研修や精神障害等分野別研修にも参加し、様々な相談に対応可能となるよう努めた。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	・基幹相談支援センターの業務に長期に安定して取り組めるよう、母体社会福祉法人職員の中から、本業務に適すと考えられる職員を配置し、安定し業務継続が出来る環境作りを努めた。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	・基幹センター職員に産休・育休が生じ、市と事前協議のうえ法人から速やかに適した人材を補充した。増員にも募集を掛けると共に常勤換算で基準を満たす配置を行った。
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	・虐待防止・個人情報管理はもとより、精神障害（精神科入院に関する制度・実態・施策等）、成年後見（制度・後見人訪問等）、地域包括ケア、就労支援、相談業務、障害福祉サービスと支給・苦情等に関して、様々な研修の機会を設けると共に外部研修にも参加した。
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	・今年度は管理者が主任相談支援専門員を取得、スタッフが医療的ケア児等コーディネーター研修に参加した。福祉現場の第一線で対応経験を持つ国家資格保有者の専門職員を配置している。
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	・仕様書の規定に基づき、千葉市へ経歴書・資格証等を添付のうえ、文書での協議申し入れを行い、事前の承認を得た。
11	職員が育児休暇、病欠休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	・基幹センター職員に産休・育休が生じ、市と事前協議のうえ法人から速やかに適した人材を補充した。
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	・前記事項以外に職員の交代事案は発生していないが、今後、職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意したい。
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	・特定相談支援等との兼務については、令和2年度末段階で解消済み。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	・センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要する件は、毎月定期の会議等が想定されるが、相談の少ない時間帯を選びセンター本来の業務を圧迫しないよう配慮した。別に委託料等が発生する事業には、県からの委嘱事業等が想定されるが、市経由の事業であり、市担当部署とも協議を行い受諾している。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	・市委託事業として、運営が公費で賄われていることには、広く公正な運営に務めると共に、法人名を前面に掲げることは控えた。また課題となりそうな案件は逐次、千葉市担当部署と協議を行った。
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	・一般からの相談支援においては、信条・性別・社会的身分等の差別なく対応し、事業所や関係機関紹介には、相談者の希望や方向性、マッチング等考慮の上、偏ることなく配慮し、相談者の意思決定を尊重するよう努めた。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	・地域自立支援協議会の構成員の選定にあたり、地域の有効な社会資源となる事業者・支援機関・保護者団体役員等に参加を依頼した。また逐次、千葉市とも協議を行った。
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	・基幹支援センターの運営にあたっては、市の掲げる障害者施策の指針および障害者総合支援法ほか、障害者虐待防止・個人情報保護等を含む関係法令の遵守を基本に心掛けた。
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	・個人情報管理には、個人情報の保護に関する法律に基づく取り扱い者の選任及びスタッフに対し個人情報管理徹底と職場研修（個人情報保護・プライバシーの保護・個人情報保護法の成立および改正に関する経緯・個人情報取扱特記事項等習熟）学習の機会を設けた。
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	・千葉市が規定した“障害者基幹相談支援センター利用登録申請書”の“同意欄”に、『必要に応じて他区基幹およびその他関係機関への情報提供に同意』の旨が明記されており説明している。
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	・千葉市社会福祉協議会運営適正化委員会が主催する、福祉サービス苦情解決研修会に参加、事例や対応についてスタッフにも還元・共有している。
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	・法人の経理部門において適正に管理運営している。
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	・日常業務は業務日誌に記録し保存。相談内容は相談者個別に、一日または案件の推移ごとにまとめて記録・保存。問い合わせに対して、休眠ケースでも最新直近の時点から迎れるよう努めている。
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	・職員証を業務時間内において携帯名札・名刺とともに、訪問時に所持している。
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	・所管の千葉市保健福祉局障害福祉サービス課はもとより、精神保健福祉課・花見川区高齢障害支援課・健康課・社会援護課等、区および区保健福祉センターの関係部署とは緊密に連携・協議を重ね、市民の相談対応に努めている。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	・地域の支援困難ケースについては、地域自立支援協議会の地域部会・相談支援事業所意見交換会等での事例検討、基幹ネットワーク会議での連携協力等を通じ対応、区高齢障害支援課・健康課、生活自立・仕事相談センター、ひきこもり地域支援センター等と連携協力し対応している。
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	・月次報告は毎月、定められた期日までに提出。その他、年度の計画及び報告は所定の期日までに、また修正があった場合は可能な限り速やかに提出した。
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	・業務時間外は転送による電話対応を行った。
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	・障害者基幹相談支援センターへの相談は電話での第一報が、当事者・家族・地域住民・関係機関等に共通して最も多く、来所・訪問の契機も電話で対応した。FAXや電子メールも開設しているがごく少数であった。
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	・基幹相談支援センターは、“障害に関するワンストップのよろず相談”をキャッチコピーに広報に努め、『即時の解決は困難でも、適切な支援機関へと繋げ、半歩でも進める』をモットーに対応に努めた。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	・どこに相談すべきか迷った結果の相談や、様々な窓口に相談したが納得出来ずに来た相談にも予め、「即解決とはならないまでも半歩でも進めるように」と相談者に伝えながら対応した。相談終了時に、「安心した」とか「相談して良かった」との言葉が聞かれ、それが何よりの原動力となっている。
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	・家族や地域住民からの基本的な相談、当事者や関係機関からの専門的な相談と多様であり、件数増と依頼内容の深化に、緊急度合や優先順位等バランスを考慮したうえで行政・関係機関と協議・連携し対応した。
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	・日頃、自立支援協議会地域部会で事例検討を通じ、地域の福祉的課題を抽出共有検討。そこでの知見とネットワークを生かし、相談内容により、行政・他機関と繋ぎ、福祉サービス利用や医療に繋げた。
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	・障害者基幹相談支援センターの認知度が高まるにつれ、手帳／受給者証の有無に関係なく問い合わせや相談が増え、新たに制度（自立支援医療・手帳・年金・医療・福祉サービス等）に繋げる事例も多い。状況と要望を聞き、可能な限り対応に努めた。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	・当事者・家族のみならず、地域・諸機関からの問い合わせ・相談も多くあり、内容を聞き（非該当であっても）可能な限り、支援に繋がるよう他機関への連携を求め対応した。視覚・聴覚障害、外国語の方への対応には各々、通訳を要請し対応した。
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	・医療ケア・重複障害者のケースは、対応に長けた専門機関の協力を仰ぎ対応。医療的ケア児等コーディネーター研修を受講配置し、市医ケア部会にも参加、研鑽。強度行動障害者には、相談員が強行基礎研修等研修受講済みの他、行動障害を考える支援者の会を通じ、事例検討・ネットワーク作りを進める中、対応に役立てるよう努めた。
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	・引きこもり未成年者を抱える一人親家庭のケースでは、相談を受けた際に今後の家族支援を想定し登録を薦めた。本人が受診出来ない状況から訪問診療可能な医療機関を探し、並行して自立支援医療申請と訪問看護導入、診断書取得と福祉サービス申請といった一連の流れに携わるとともに親の入院・逝去後のケアにも医療機関他と連携し、調整・相談・支援に当たり、緊急で警察介入時には自宅に駆け付けた。
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	・上記ケースでは、きょうだいがケアラーとの認識で相談を受けた際に、親の入院とその後のケアに医療機関他と連携し、調整・相談・支援に当たり、当人の負担軽減に努めた。逝去後もきょうだいからの相談にのり、生活自立・仕事相談センター等と連携し、福祉サービスのみならず、就労・家計等の相談支援も行った。
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	・相談事業所意見交換会で各事業所の相談体制を調査・実態把握し、向こう3ヶ月間の相談受け入れ可能数の把握と相談依頼を基幹相談支援センターに集約することで、迅速かつ円滑な相談員選定に努めた。また相談員の業務見直しと軽減働きかけ、相談員の相談対応後方支援等にも配慮した。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	どちらとも いえない	・基幹相談支援センターの制度への理解深化が至らず、計画相談事業所への周知に課題が残った。
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	・千葉市の進める生活支援拠点の面的整備とも相まって、相談支援事業所の登録を事業所に促すことで推進し、地域部会等で事例の共有と検討を行った。不安感の多い事業所にはケース対応・調整を含め、後方支援に当たった。
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取り組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	・地域部会を通じ、地域の相談機関との情報共有と交流・連携協力を図り、制度の異なる学習会にも参加した。講演依頼もあり対応した。あんしんケアセンター・スクールソーシャルワーカー・医療SW・ハローワーク・キャリアセンター等との間で連携協力の機会が多くあり、医療・学校・行政・他相談支援機関・福祉サービス提供事業者等、多職種連携のチーム支援として初めて成立した事例も多数あった。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	・特に緊急に身柄の安全確保をしなければならない事案には、都度、拠点施設コーディネーターに相談・連携を求めたが、実施できた事例は皆無だった。今後は基幹支援センターに拠点コーディネーターの配置と機能が託されたことで、面的整備推進の役割として緊急受け入ればかりでなく多種多事業所間のネットワーク構築に努めたい。
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	・精神病院入院の当事者のグループホーム移行や80-50と言われる家庭が崩壊した際、当事者の地域生活維持に福祉サービス利用や医療への連携を促し繋いだ。
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	・千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に委員参加、地域定着支援対応を行った。また、地域移行へ理解促進を図るため、地元の公民館で保健福祉課・あんしんケア等とタイアップし啓発活動を行った。
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	・担当回が新型コロナウイルス蔓延警戒対策期にあたり、書面での開催となり、次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面のやり取りで開催した。
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	・新型コロナウイルス蔓延警戒対策期は書面での開催となった。式次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面のやり取りで開催した。特に地域の課題事例に関し、“提案・意見を募る・課題改善にむけた前進”の各過程で書面ならではの利点である、記録保存性を生かし、事案検討に丁寧に取り組む機会を得た。
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	・本会も新型コロナウイルス蔓延警戒対策期にあたり、書面での開催となり、式次第・議案および資料作成・取りまとめ等を市と協議のうえ、書面のやり取りで開催した。これまで未達だった区障害支援課の参加も得られ、地域の福祉的課題認識への情報共有と理解について前進した。また、研修の機会も設け、他区基幹支援センターとも連携・融通する機会があったが、次年度は6区合同で年間の半分を研修とすることにした。
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	・福祉的課題に関し、身近な不便不都合不利益として捉えるだけでなく、年齢・性別・障害種別・社会的地位・地域独特の特性を超えた全市民的な課題としての問題意識が持てるよう各課題に横たわるテーマを浮き彫りにする討議となるよう努めた。地域部会と相談支援事業所意見交換会について、年間を終了して、改めて趣旨と参加者に関し見直しを行った。
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	・相談支援事業所向けに計画相談の対象数・予定等を調査、市内6区基幹支援センターとして福祉サービスニーズに関する調査等を実施、市障害者計画等調査を活用し、障害福祉と相談支援および基幹支援センターに関し、地域や学校におけるプレゼンテーションに活用。地域部会での課題検討にも役立てた。
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	・基幹支援センターが設置されて以降、自立支援協議会を主宰するに至り、企画・運営を基幹支援センターが担い、発表は可能な限り、参加者に依頼することで負担を分割した。
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	・相談を受けた8050家庭で、残された子に財産管理が必要と思われるケースについて後見に繋ぐ対応を行った。また、行政と連携し、市長申し立てに関わるケースもあり、家族説明に対応した。
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	・相談員からの相談や通報での虐待の疑いあるケースの保護に障害者虐待防止センター、区高齢障害支援課と連携し対応した。また、行政と共に保護者からの訴えに基づき、調査に赴き、現地確認した。
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	該当なし	・対象となるケースはなかった。
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	・公的および各事業所からの開設等の情報は、必要に応じ共有に努めた。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	・相談者はもとより、行政・学校・支援機関・企業等に、「ワンストップのよろず相談窓口」として基幹支援センターの広報に努めた。また、その活動と対応が何よりも広報として丁寧な対応に努めた。特別支援学校、区内小学校等で講演・配信の機会を得た。

「はい」と答えた数	54	(96.4%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	1	(1.8%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.8%)
計	56	g(100.0%)

令和3年度 花見川区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R2	R3	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	16	50	34
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6	14	8
相談機関との連携強化の取組の実施回数	51	95	44

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R3.4.1	R4.4.1	増減
兼務している専門職員数	0	0	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	0	0	0

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R3.4.1	R4.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	4	1
	精神保健福祉士	1	2	1
	保健師	0	0	0
	保育士	1	2	1
	相談支援従事者初任者研修修了者	1	3	2
	相談支援従事者現任研修修了者	1	1	0
	主任相談支援専門員	0	1	1
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	1	1
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0

令和3年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和4年5月20日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	千葉市の指針、障害者計画に基づき年間計画を作成し、それに基づいて各所関係機関との連携、情報共有に取り組んだ。
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	戸建て住宅、UR団地など住宅街の多い地区特性を鑑み、障害者だけでなく住宅関係機関とも連携を取り、住民トラブルの早期解決にも取り組んだ。
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	複数の事例を通して地域生活支援拠点事業所との連携を密に図った。8050の世帯等、親亡き後を見据えた支援が必要な家庭には各所から連絡が入り早期に介入を行った。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等、専門職を配置し支援に当たった。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	週一回ミーティングを実施し、各職員の抱える悩みの共有、不安の解消に取り組んだ。職員との面談も定期的に行っている。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	毎月の支援会議、法人内部研修等で様々な研修を実施。外部団体が主催する研修会等にも参加した職員が他の職員に報告を行い、資質向上を図った。
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	職員が産休に入る際には予め職員を補充し、速やかな引継ぎを実施した。
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	異動に際しては十分な引き継ぎ期間を設け、円滑な業務の遂行を図った。
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	月毎に引継ぎスケジュールを立て、共有しながら進めた。特に新規に開設された相談支援事業所には積極的に関わり、情報共有を含め引継ぎを相談したが、まだ引継ぎが出来ていないケースがかなり残っている。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	当法人（社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会）の倫理綱領とも共通する内容であり、特に配慮して支援を行った。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	地域自立支援協議会や相談支援事業所意見交換会については、定められた構成員のみならず、希望する事業所には積極的に参加を依頼した。
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意している	はい	
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	センターへの登録の際に必ず個人情報の取り扱いについての説明を行い、同意欄に署名をいただいた。
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	当法人（社会福祉法人千葉市手をつなぐ育成会）において苦情の解決に関する規定を整備。相談者からの苦情については毎週のミーティングにて共有し、解決を図っている。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるように、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	稲毛区保健福祉センター高齢障害支援課と、年に4回情報交換の場を設け、連携を図った。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応し	はい	地域自立支援協議会地域部会等で収集した地域課題、困難ケースについて運営事務局会議に挙げ、課題の共有を図った。
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じた	はい	業務時間外には輪番で携帯電話への転送にて対応した。
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行った	はい	
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	直接的に当センターで対応が難しい相談についても、一度聞き取りを行い、適切な関係機関への紹介を図った。
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる	はい	初回面談時にはできるかぎり複数名の相談員で対応し、相談者との相性も鑑みながら支援を実施した。
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	緊急の対応が必要な相談に対しては、訪問又は外来にてできるかぎり速やかな面談を行い対応を検討した。
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	各機関が主催する地域ケア会議等にも参加し、積極的な連携を図った。
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	診断が出ていない方や手帳をお持ちでない方についても、相談支援を実施した。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	すぐにニーズが明確でない方に対しても、定期的に相談員から電話連絡し、生活状況の把握を行った。
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	専門的な知識を必要とする相談内容に対してはセンター職員内での事例検討会を実施し、課題の解決を図った。
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時の支援が見込めない世帯に対しては、行政や地域包括支援センター、民生委員等との連携による情報共有を図った。
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	ケアラーに関わる可能性のある世帯については慎重に生活状況のアセスメントを実施し、ケアラーの身体的、精神的な負担を見積もり、必要に応じて適切なサービスの導入を図った。
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	計画相談支援事業所に、センターで収集した福祉サービスの情報を定期的に発信した。また個別に相談のあった内容については、相談支援事業所に対するアドバイスを実施した。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	管轄区域の各計画相談支援事業所の事情を鑑み、必要な情報共有を図った。
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	毎月の相談支援事業所意見交換会において困難事例の検討を実施。また個別の困難事例においても相談のあった事例については後方支援を実施している。
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要に応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	自立支援協議会地域部会には、管轄区域内の地域包括支援センターが輪番で出席。地域の相談機関が主催する地域ケア会議等にも積極的に参加した。
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだ	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	千葉市精神保健福祉課等との連携により、地域住民への説明会の企画に関わった。
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	予定通り実施。
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	オンラインを取り入れる等工夫をしながら、実施。
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	オンラインを取り入れる等工夫をしながら、実施。
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	地域自立支援協議会地域部会に対し、運営事務局会議の結果を速やかに報告、構成員が共通認識を持てるよう図った。
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	会議ごとにテーマを設定し、関連する構成員には事前に事例の提供等を依頼することで、負担が偏らないよう配慮した。
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	センターで収集した社会資源について集約を行い、書面、メールにて発信を行った。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	

「はい」と答えた数	54	(96.4%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	2	(3.6%)
計	56	(100.0%)

令和3年度 稲毛区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R2	R3	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	24	124	100
相談支援事業者の人材育成の支援件数	10	20	10
相談機関との連携強化の取組の実施回数	23	59	36

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R3.4.1	R4.4.1	増減
兼務している専門職員数	3	3	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	223	87	-136

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R3.4.1	R4.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	1	1	0
	保健師	0	0	0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	3	4	1
	相談支援従事者現任研修修了者	3	2	-1
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	0	0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	3	3	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0

令和3年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和4年5月19日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	社会福祉士を中心に配置を行っています。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	基幹職員1名増員の案内があり、速やかに対応を行っています。
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	参加した研修の詳細は実績報告参照
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	はい	
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし	
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	令和3年度末で解消しています。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本業業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を念頭に置き対応していますが、紹介可能な社会資源の受け皿が逼迫しているため、同一事業所に依頼・紹介するケースも出てきています。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行いますが、支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	電話相談の場合は必要に応じて口頭で確認、来所・訪問等の際は個人情報扱いの説明を行い、利用登録申請書への署名を依頼しています。
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるように、連携及びネットワーク構築に努めた	はい	若葉区高齢障害支援課との打ち合わせを隔月で実施しています。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応し	はい	
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい	
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じた	はい	開所時間外は携帯電話への転送を行っています。
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行った	はい	
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる	はい	
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	関係機関等から相談のあった緊急を要するケースについては当日の訪問など対応を行いました。
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	若葉区地域部会にて連携を行っています。ケースに応じて適宜活用しています。
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	緊急時の支援が見込めない世帯を把握し、地域生活支援拠点に報告、連携を行っています。
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい	
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	意見交換会等で加算に関する案内を行っています。今後は機能強化型取得について聞き取り等を行っていきたいと考えています。
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	若葉区地域部会に地域包括支援センターに出席依頼、参加して頂いています。
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだ	はい	
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取り組んだか。	はい	
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を果たしたか。	はい	
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	状況に応じて書面開催で行っています。

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	状況に応じてZOOMを活用して開催を行っています。
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	高齢障害支援課、健康課と連携しながら対応を行っています。
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉県障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	千葉県消費生活センター 高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク会議に参加 相談者等に必要に応じて情報提供を行っています。
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	主に相談支援事業所意見交換会で発信を行っています。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	

「はい」と答えた数	55	(98.2%)
「いいえ」と答えた数	0	(0.0%)
「どちらともいえない」と答えた数	0	(0.0%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.8%)
計	56	(100.0%)

令和3年度 若葉区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R2	R3	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	19	65	46
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	13	8
相談機関との連携強化の取組の実施回数	7	29	22

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R3.4.1	R4.4.1	増減
兼務している専門職員数	2	0	-2
兼務している専門職員が担当している利用者数	60	0	-60

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R3.4.1	R4.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	4	1
	精神保健福祉士	2	1	-1
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	4	3	-1
	相談支援従事者現任研修修了者	0	0	0
	主任相談支援専門員	0	0	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	1	2	1
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	2	4	2
その他の 資格				0
				0
				0
				0

令和3年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和4年5月18日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中长期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい		運営方針	1
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	安心ケアセンター等の他職種連携の会議等に参加して進めてくる。	運営方針	1
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	担当コーディネーターとは同一法人であり密に連携はとれていた。	運営方針	1
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい		運営方針	5
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい		募集要領 2次審査項目	9
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい		募集要領 2次審査項目	9
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	該当なし	欠員はなかった	募集要領 2次審査項目	9
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい		運営方針	5
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい		仕様書	2
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	該当なし		仕様書	2
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	該当なし		仕様書	2
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい		仕様書	4
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	どちらとも いえない		運営方針	4
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	該当なし		運営方針	4
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい		運営方針	5
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい		運営方針	5
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい		運営方針	5
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい		仕様書	4
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意している	はい		仕様書	4
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	初回面談で説明をしてすす来た。	仕様書	4
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	はい		募集要領 1次審査項目	
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい		仕様書	4
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい		仕様書	3
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい		仕様書	4

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるように、連携及びネットワーク構築に努めた	はい		運営方針	5
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応し	はい		運営方針	5
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	はい		仕様書	3
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じた	はい	転送の携帯は必ず職員が持っていた。	仕様書	2
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行った	はい		仕様書	2
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい		運営方針	1
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる	はい		運営方針	2
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい		運営方針	2
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	地域の皆様にはご協力をいただけてきました。	運営方針	2
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい		運営方針	2
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい		運営方針	2
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	緑区は県リハがあり、相談としては少なかつたと思われる。	運営方針	2
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	はい	昨年度までの地域生活拠点事業と連携をして進めてきた。	運営方針	2
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	はい		運営方針	2
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	直接的な中断があまりなかった。現状では計画相談との兼務であったためそこの支援（セルフで申請したものセンターとしてバックアップ）をしてきた。	運営方針	2
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	いいえ	まだ、状況分析まではできてはいない。	運営方針	2
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	該当なし	情報の提供は進めましたが、なかなか結びつきません。	運営方針	2
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地区部会には出席をお願いしていました。	運営方針	2
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだ	はい		運営方針	1
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	該当なし		運営方針	3
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を果たしたか。	はい		運営方針	3
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい		仕様書	5
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい		仕様書	5

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）	項目根拠	頁
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	コロナ禍でもあり、zoomも多くなったが定期的には開催はできた。	仕様書	5
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい		運営方針	3
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい		運営方針	3
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい		運営方針	3
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	どちらとも いえない	情報の提供等は行ったが直接支援が必要なケースはなかった。	運営方針	3
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉県障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	児童の場合は児童相談所と連携を進めてきた。	運営方針	3
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい		運営方針	4
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい		運営方針	4
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい		運営方針	6

「はい」と答えた数	47	(83.9%)
「いいえ」と答えた数	1	(1.8%)
「どちらともいえない」と答えた数	2	(3.6%)
「該当なし」と答えた数	6	(10.7%)
計	56	(100.0%)

令和3年度 緑区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R2	R3	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	5	14	9
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	14	9
相談機関との連携強化の取組の実施回数	26	36	10

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R3.4.1	R4.4.1	増減
兼務している専門職員数	3	3	0
兼務している専門職員が担当している利用者数	489	468	-21

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R3.4.1	R4.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	4	1
	精神保健福祉士	2	2	0
	保健師			0
	保育士	1	1	0
	相談支援従事者初任者研修修了者			0
	相談支援従事者現任研修修了者	4	4	0
	主任相談支援専門員			0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者			0
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0

令和3年度 美浜区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート

作成日：令和4年5月11日

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
1	センターの運営にあたって、共生社会の構築に向け、運営方針、千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針、千葉市障害者計画に基づき、効果的に取り組んだか。	はい	千葉市障害者計画に基づき、重点課題や各論に位置付けられている「親亡き後を見据えた支援」「相談支援の充実」「子供の成長に合わせた切れ目のない支援体制の充実」の実現のため、地域部会等の運営を行った。
2	各地域における障害者やそのご家族が安心して暮らしていけるよう地区特性や地域の実情を踏まえた地域づくりに取り組んだか。	はい	
3	地域生活支援拠点の機能を担うセンターとして、親亡き後も見据えた困難な事態発生の予防を含めた円滑な支援を行ったか。	はい	地域部会において、親亡き後を見据えた困難な事態発生の予防のため、あんしんケアセンターとの連携強化として、地域ケア会議への出席を増加させた。今後も取り組んでいく。
4	市が定めた運営方針を踏まえて事業計画を作成したか。	はい	
5	様々な障害の種別や各種のニーズに専門的に対応するために適した人材配置を行ったか。	はい	医療的ケア児者に関するコーディネーター、相談支援専門員などの資格取得を進め、配置を行った。
6	職員の職場定着に向けた取組を実施したか。	はい	定期的に事業所内で勉強会を開催した。また、メンタルヘルスに関する外部研修へ参加した。
7	欠員が生じた場合の職員の確保を速やかに実施したか。	はい	今年度は欠員は生じていない。
8	職員の資質向上を図るために、職員の育成に自ら取り組むほか、市又は関係団体が主催する研修会等に積極的に参加したか。	はい	メンタルヘルスに関する外部研修に参加した。
9	仕様書に規定されている必要な職員の配置を行ったか。	はい	
10	職員に変更が生じる場合に速やかに市へ書面をもって報告し、事前の承認を得たか。	いいえ	
11	職員が育児休暇、病気休暇、産前産後休暇等を取得する場合に、市へ書面をもって報告し速やかに代替職員を補充したか。	はい	
12	職員が異動する場合は、必要な業務の引き継ぎを行い、円滑な業務の移行に十分に留意しているか。	はい	
13	令和4年度末までの経過措置として認められている特定相談支援等との兼務について、数値目標や具体的な手段を検討の上、計画を立て、兼務の解消に努めたか。	はい	令和3年度末をもって、法人内の別拠点に事業所を移転した。また、新たに相談支援専門員を配置し、引き継ぎを行った。
14	センター従事時間帯に定期的に複数回の会議に出席を要するなど、センターの本来業務を少なからず圧迫するおそれがある事業や、別に報酬や委託料の支払いが予定されている事業の実施を希望する場合については、事前に市に、兼務が可能かどうか協議を行ったか。	はい	
15	センターの運営費用は、国・県・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行ったか。	はい	
16	障害者やその家族への相談支援において、人種、信条、性別、社会的身分等により差別することなく公正に対応したか。また、サービス事業所や関係機関の紹介にあたっては、障害者に提供されるサービスが、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性を確保したか。	はい	公平中立な相談支援を実施するため、毎朝ケースミーティングを実施し、担当者による支援方針の偏りを予防するよう務めた。
17	センターは地域の相談支援事業所に対する支援を行うほか、地域自立支援協議会の運営を行います。支援の対象となる事業所や、地域自立支援協議会の構成員の選定にあたっては、合理的な理由なく、特定のサービス事業者等に偏ることのないよう公正・中立性に配慮したか。	はい	相談支援意見交換会において、区内の障害児通所支援の事業所を集めて、グループワークなどを実施した。開催時点で、千葉市の事業所一覧に記載されている事業所には一律に参加を案内し、参加していただいた。
18	センターを運営するにあたり、障害者総合支援法ほか関係法令を遵守しているか。	はい	
19	個人情報の取り扱いについては、関係法令（ガイドライン、千葉市個人情報保護条例等を含む。）を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意しているか。	はい	
20	センターにおける各事業の実施にあたり、各事業の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることに鑑み、予め本人から個人情報を事業目的の範囲内で利用する旨の了解を必要に応じて得ているか。	はい	
21	苦情対応に関するマニュアルを整備し、職員への苦情対応についての研修を実施したか。	どちらともいえない	苦情対応のマニュアルは整備しているが、研修は行っていない。
22	本委託事業と他の業務等とを区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類の整備をしているか。	はい	
23	相談記録を始めとする個票や実施報告書等を完備しているか。	はい	
24	センターの専門職員は、センターが発行する職員証を業務時間内において携帯するとともに、訪問時及び利用者又はその家族等から求められたときは、これを提示しているか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
25	センターは、市（本庁、区役所、保健福祉センターなどの関係部署）との業務を円滑に遂行できるよう、連携及びネットワーク構築に努めたか。	はい	個別ケースを通じて、連携を行った。また、個別支援会議等の担当者会議への招集などに随時対応した。
26	センターは、相談支援等における支援困難ケースについて、地域自立支援協議会の地域部会等を通して市（保健福祉センターをはじめとする関係部署）と情報交換及び課題共有などを行い、それぞれの役割を明確にして適切に対応したか。	はい	地域部会や相談支援意見交換会において、支援困難ケース等についての情報提供を求め、グループスーパービジョンの手法を用いて、事例検討を実施した。コロナ禍に配慮し、集合及びオンラインで実施した。
27	市が指定する期限までに「事業計画書」「収支予算書」「収支決算書」「事業実績報告書」「実績報告書(月次)」を提出したか。	いいえ	書類の提出が速やかにできていなかった。次年度は、引き続き実施できるよう努める。
28	業務時間外においても、緊急時に連絡をとれるよう緊急連絡体制を整え必要な措置を講じたか。	はい	
29	業務時間内の相談手段として、来所、電話、FAX、電子メールによる相談の受付を行ったか。	はい	
30	障害の様々な種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的なワンストップの相談支援を行ったか。	はい	
31	相談者の気持ちに寄り添った丁寧な聞き取りを行い、住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように共に考え、適切なサービス、機関、または制度の利用につなげる	はい	
32	本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談に対し、的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応が必要かどうかを判断し対応したか。	はい	
33	各区保健福祉センター等の行政機関、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、民生委員、町内自治会等の地域の様々な社会資源の把握と連携を行い、これらのネットワークを相談支援に活用したか。	はい	各所にパンフレットを配布し、ネットワークの構築に努めた。また、社会資源の把握に努め、得られた情報を活用できるよう、事業所内での回覧、毎朝のケースミーティング等で共有した。
34	障害が判明していない人やその家族が、気軽に相談できる場所として機能することを目指したか。	はい	障害の有無や手帳の所持を問わないことを、パンフレットに記載して、周知を図った。
35	意思表示が難しい障害者への相談支援や、何らかの事情により障害福祉サービスの利用につながらない方への相談支援を適切に行ったか。	はい	サービスの利用につながらない人の場合、その方に関係している人たちとのつながりを継続して持つ方針を立て、継続的に支援を行っている。
36	医療的ケアを必要とする障害者、強度行動障害者、重複障害者などの専門的な知識や技術を必要とする相談内容にも適切に応じたか。	はい	医療的ケア児者コーディネーターの研修に参加し、適切に対応できるよう努めた。
37	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行ったか。	いいえ	
38	業務を通じてケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーであると認められるときは、ケアラーの意向を尊重しつつ、ケアラーの健康状態、生活環境等の把握に努め、支援を必要とするケアラーに対し、適切なサービスの利用につなげる等の支援を行ったか。	該当なし	
39	市内の計画相談支援事業所が不足しており、十分な計画相談支援が困難となっている状況を踏まえ、計画相談支援事業所が必要とする様々な支援を適切に行ったか。	はい	相談支援意見交換会で、事例検討以外にも課題に感じていることを話し合う場を作った。支援困難なケースについて、必要な助言などを行った。
40	管轄区域の計画相談支援事業所が持っている機能強化型基本報酬の算定に対する意向や、取得を阻害している要因について把握・分析し、必要な支援を行ったか。	はい	機能強化型の報酬算定に必要な複数職員の配置ができていない事業所が少ない。
41	機能強化型基本報酬の条件が、センター等からの困難事例の紹介にも対応することや、センター等が実施する事例検討会等に参加していることとなっていることを踏まえ、計画相談支援事業所へこれらの機会を積極的に提供するとともに、適切な後方支援と良好な関係構築に努めたか。	はい	条件にある事例検討会への参加がしやすいよう、基本的には毎回事例の検討ができる環境を整えている。計画相談支援事業所から電話や来所でのケースについての相談に後方支援を随時実施した。
42	地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化に取組んだか。特に、高齢障害者や高齢の親を持つ障害者への支援体制の構築のため、地域包括支援センターとの連携に努め、地域ケア会議や多職種連携会議等には積極的に参加する一方で、センター主催の会議に必要なに応じて地域包括支援センター職員の出席を依頼したか。	はい	地域部会において「親亡き後を見据えた支援」の実施に向けて、どのような支援が必要かを通年で検討した。その中で、区内の地域包括支援センターの職員に出席を依頼し、参加いただいた。
43	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、拠点施設コーディネーターと協働して専門的な対応を行うことができる体制の確保に取り組んだか。	はい	5月に拠点施設コーディネーターと、区内の現状と課題について意見交換を実施した。
44	法定サービスの地域移行支援及び地域定着支援が促進されるような体制整備に係るコーディネートに取組んだか。	いいえ	
45	本市において精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画や協力を行ったか。	はい	同事業の進め隊に参加した。
46	当番回に運営事務局会議の運営を適切に実施したか。	はい	
47	地域部会を2か月に1回、適切に開催したか。	はい	
48	相談支援事業所意見交換会を毎月、適切に開催したか。	はい	

No	チェック項目	自己評価	特記事項（努力、工夫した点、課題、今後の目標など）
49	地域自立支援協議会を活性化させるために、その開催目標を明確にし、構成員全員が共通認識を持って取り組むよう努めたか。	はい	地域部会や相談支援意見交換会において、年度当初に開催趣旨等の説明を行った。また、障害児通所支援事業所との意見交換会においても初回に趣旨説明を実施した。
50	地域自立支援協議会における協議内容や各種統計、調査結果、相談実績等のデータ等を活用し、地域課題を関係者と共有し課題解決に向けた検討を行ったか。	はい	相談支援実績のデータを活用し、あんしんケアセンター主催のケアマネージャー連絡会や地域ケア会議において、障害種別や相談内容の傾向等をその地域に合わせて説明を行った。
51	地域自立支援協議会の構成員が主体的に参画し、特定の委員に議論の内容や運営上の負担が偏らないよう配慮したか。	はい	全ての人に発言の機会があるよう会議の運営に努めた。障害児通所支援事業所との意見交換会では、人数が多かったため、グループワークを取り入れ、偏りを防ぐよう努めた。
52	障害者に判断能力の低下がみられる場合は、家族や親族に日常生活自立支援事業や成年後見制度の説明を行い、必要に応じて成年後見支援センター等の関係機関と連携し支援したか。また、申し立てを行える親族がいない場合や親族がいても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見制度の利用が必要と認めるときは、市の高齢障害支援課に報告し、市長申し立てを視野に入れた支援を行ったか。	はい	
53	障害者虐待が疑われる相談を受けた場合は、当該障害者の状況を把握し、千葉市障害者虐待防止センターと連携を図り、適切な対応を行ったか。	はい	
54	消費者被害を未然に防止するため、警察や消費生活センターと連携し、地域の消費者被害に関する情報等を把握するとともに、必要に応じて、障害者やその家族等に向け、情報提供を行ったか。	はい	
55	市内の障害福祉サービス事業所をはじめとする社会資源についての情報収集、集約を行い、地域の相談支援事業所等へ発信を行ったか。	はい	相談支援意見交換会において、新設された就労系事業所の紹介を行ったり、必要に応じて随時情報提供を行った。
56	さまざまな機会をとらえて、障害者の身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センター」の周知に積極的に取り組んだか。	はい	区内で実施される地域ケア会議等においてパンフレットを配布し、説明を行うなど周知に取り組んだ。

「はい」と答えた数	50	(89.3%)
「いいえ」と答えた数	4	(7.1%)
「どちらともいえない」と答えた数	1	(1.8%)
「該当なし」と答えた数	1	(1.8%)
計	56	(100.0%)

令和3年度 美浜区障害者基幹相談支援センター運営状況 自己評価シート別紙

1 地域の相談支援体制の強化（障害福祉計画関係）

	R2	R3	増減
相談支援事業者に対する指導・助言の件数	20	62	42
相談支援事業者の人材育成の支援件数	5	12	7
相談機関との連携強化の取組の実施回数	8	19	11

2 計画（障害児）相談支援 兼務の状況（No.13関係）

	R3.4.1	R4.4.1	増減
兼務している専門職員数	1	0	-1
兼務している専門職員が担当している利用者数	170	0	-170

3 専門職員の資格取得の状況（No.5,8関係）

資格種別	資格名	R3.4.1	R4.4.1	増減
加算対象 資格	社会福祉士	3	3	0
	精神保健福祉士	1	2	1
	保健師	0	0	0
	保育士	0	0	0
	相談支援従事者初任者研修修了者	0	2	2
	相談支援従事者現任研修修了者	0	0	0
	主任相談支援専門員	1	1	0
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者	0	1	1
	強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）修了者又は、千葉県強度行動障害のある方の支援者に対する研修修了者	1	1	0
その他の 資格				0
				0
				0
				0